2025年度の規制改革・行政改革要望

2025年10月15日 一般社団法人全国地方銀行協会

新

規

I. 業務範囲規制のさらなる見直しに係る要望

1	. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	継	続
2	. 銀行グループと銀行を保有する一般事業会社グループとのイコールフッティングの実現 (One-W	新	規
	a y 規制の撤廃)	1 101	794
3	. 銀行業務に親和性のある分野に限定した不動産仲介業務の解禁	継	続
4	. 信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	継	続
5	. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継	続
6	. 銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	継	続
7	. 銀行持株会社が営むことのできる共通業務の範囲の拡大	新	規

Ⅱ.AML/CFTの高度化・効率化に資する要望

8. 投資専門子会社による資金供給業務の対象の拡充 (株式会社要件の緩和)

9.	継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答義務化	継	続
10.	行政による法人の実質的支配者情報の把握等	継	続
11.	本人確認手続のデジタル化等のための本人確認書類の見直し	継	続
12.	「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	継	続
13.	「疑わしい取引の届出」に関する情報提供の拡充	継	続
14.	在留カード等におけるアルファベット名の記載の必須化等	一部到	新規

15. 民間サービスで利用しやすい住所情報への見直し(住民票の住所の表記ルール統一、マイナンバーカ ードの住所情報の分割提供)

新 規

Ⅲ.顧客の利便性向上に係る要望

- 16. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和
- 17. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止
- 18. 銀証間の情報授受規制の撤廃
- 19. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃
- 20.「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該 当する取引の拡充
- 21. 出資先企業に対する銀行グループの関与方法の柔軟化
- 22. 成年後見制度の見直し
- 23. 福祉医療機構における担保順位の取り扱いの改善
- 24. 大口信用供与規制における受信者合算範囲の見直し
- 25.「重要情報シート」を用いた目論見書の「簡易交付」の取扱再開

26. 農業近代化資金制度の貸付条件の改善 規

Ⅳ.デジタル化の推進に係る要望

- 27. 個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務における活用
- 28. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化
- 29. 地方公共団体における定額小為替証書の利用の廃止
- 30. 地方公共団体における定期的な支出に係る自動口座引落の許容
- 31. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化

続

続

継

継

一部新規

緥 続

続

一部新規

続 規

規

継

継

継

継

続

続

続

続

32. 捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結要請の電子化等	継	続
33. オフショア市場における承認金融機関の確認義務の簡素化	継	続
34. e-Tax、eLTAXの利便性向上(UI・UXの改善、利用者へのサポート体制拡充、事務フロー共通化等)	新	規
35. 地方公共団体による財政融資金の元利金納付に関するペイジー利用の推進	新	規
36. 各種代理店等に関する店頭での掲示義務の廃止	新	規

V. 銀行経営の合理化、効率化に資する要望

37.	地方公共団体に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止または緩和	継	続
38.	選挙供託制度の見直し	一部新	
39.	有事発生時における店舗の臨時休業等の手続きの簡素化	継	続
40.	銀行グループ内での信用供与の大口信用供与規制からの除外	新	規
41.	自動車税還付時の口座振込払いへの一本化等	新	規
42.	歳入代理店等として受け入れた国庫金に関する書類の提出期限の延長	新	規
43.	銀行の休日に関する見直し(年末営業日の休日化)	新	規

VI. 当局届出等の簡素化に係る要望

4	4. 業務報告書等の簡素化	継	続
4	5. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	継	続
4	3. 銀行の営業所に係る位置変更届出書の添付書類の簡素化	継	続
4	7. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	継	続
4	3. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	継	続
4	9. 金融庁等への資料の任意提出の廃止	継	続

50.	「貸付条件の変更等の状況」に係る報告の廃止等	継	続
51.	金融庁・日本銀行による同一報告書類・計表の提出先一元化の徹底	新	規
52.	銀行持株会社傘下の子銀行に対する金融監督行政の窓口の一元化	新	規

I. 業務範囲規制のさらなる見直しに係る要望

		継続項目
要望項目	1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	(2018 年度より)
		昨年度要望:No. 1
	銀行の業務範囲規制について、営むことができる業務を限定列挙する方式を廃止し、	営むことができな
	い業務を列挙する方式(ネガティブリスト方式)に見直す。	
	銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。	
	○構造的な人口減少・少子高齢化等による人手不足や、地政学的な緊張の高まり等を起	!因とする資源価格
	高騰、米国による関税措置への対応など、地域の中小企業が向き合うべき課題は山積	しており、地方銀
	行に対する取引先企業の経営改善や地方創生に向けた支援へのニーズは高まっている	0
	○改正銀行法(2021年 11月 22日施行)において、銀行本体の付随業務として、銀行業	きの経営資源を活用
	して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加された	.。今後、多様な顧
要望内容	客ニーズへの迅速な対応や、地方創生への積極的な取り組みを一層進めていくため、	銀行に課されてい
安宝 M 谷 • 要望理由	る業務範囲規制の考え方を抜本的に見直し、営むことができる業務を限定列挙する方	式を廃止していた
・安主在田	だきたい。	
	○営むことができない業務を列挙する方式(ネガティブリスト方式)となれば、地方銀行	fは、金融と非金融
	を組み合わせた幅広いサービスを、より柔軟に提供することが可能となり、地域経済	の持続的発展への
	貢献という使命を一層果たせると考える。	
	○また、同法において、銀行業高度化等会社の業務の外縁が拡大され、銀行の子会社・	兄弟会社において、
	地域の活性化に資する業務など幅広い業務を営むことが可能になったが、それには内	閣総理大臣の認可
	を得る必要がある。	

- ○加えて、銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ(以下、銀行グループ)には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループには同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。
- 〇銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、一般的に①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の発揮、④他業リスクの排除、が指摘される。

①②については、銀行法(利益相反管理態勢の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。

また、③本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。

さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが 顕在化した事案は承知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全 性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。

現行規制の 根拠

銀行法第 10条~第 12条、第 16条の 2

|銀行法施行規則第17条の3

昨年度要望

に対する回答

【対応不可】

銀行本体の業務範囲をネガティブリスト方式とすること及び子会社・兄弟会社の業務範囲規制撤廃については、異種業を営むことによる預金や貸付といった銀行の本業への影響、銀行が異種業を営むことに対する社会的なニーズ、異種業のリスクの混入防止、利益相反取引の防止等、多角的な観点からの慎重な検討が必要となるものであり、措置することは困難。

なお、これまでも、銀行本体・銀行の子会社の業務範囲については見直しがされてきており、「多様な顧客ニーズへの迅速な対応や、地方創生への積極的な取り組み」については、銀行法第 10 条第 2 項第 21 号(当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの)で規定されている銀行本体の業務や、銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号(情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社)で規定されている子会社の業務により、広く対応が可能とされているものと考える。<金融庁>

要望項目	2.銀行グループと銀行を保有する一般事業会社グループとのイコールフッティングの 実現(Onel-Way規制の撤廃) 新規項目
要望内容• 要望理由	銀商間でのイコールフッティングを実現し、銀行グループがより付加価値の高い商品・サービスを提供できる環境を整備するため、銀行持株会社から一般持株会社へ柔軟に移行できるルールを設ける。 ○少子高齢化の進展などにより、地域金融を巡る環境は厳しさを増していることに加え、一般事業会社による銀行業への参入が進み、競争は一段と激化している。 ○そのような中で、銀行から商業への参入は認められないが、商業から銀行への参入は認められている、いわゆる「OneーWay規制」が、競争上の著しい歪みをもたらしている。すなわち、銀行法上、銀行を保有する一般事業会社グループに対しては、主要株主規制は課されているものの、銀行グループとは異なり業務範囲規制や健全性規制等は課されていない。 ○このような歪みを撤廃し、公平な競争条件の下で、地域社会・経済の課題解決や持続的な発展のために、銀行グループがより付加価値の高い商品・サービスを提供できる環境を整備してほしい。 ○具体的には、一定の要件の下で、銀行持株会社から一般持株会社へ、より柔軟に移行できるようにするルールを設けることを検討してほしい。例えば、銀行とそれ以外のグループ会社を財務的に分離し、非金融事業等によるリスクが金融仲介機能等に影響を及ぼさないことを担保したうえで、銀行持株会社か
現行規制の	ら一般持株会社への移行を認めるルール等が考えられる。 銀行法第 2 条第 10 項、第 12 項、第 13 項、第 10 条~第 12 条、第 16 条の 2
根拠	銀行法施行規則第 17 条の 3

		継続項目
垂切舌口		
要望項目	│3.銀行業務に親和性のある分野に限定した不動産仲介業務の解禁 │	(2005 年度より)
		昨年度要望:No. 2①
	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取	り扱いを解禁する。
	(a)事業承継・相続に係る不動産の売買	
	(b) 事業再生に係る不動産の売買	
	(c)担保不動産の売却	
	(d)地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	
		せられた際には、
	- 不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者	た知られたくない
	- とする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において、取引先のニーズが	高い分野での不動
	│ 産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援をワンストップで提供可能と	なる。
要望内容	 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の	不動産業者に対し
・要望理由	て売却先・賃貸借先等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介	を可能とすること
	は、地域の不動産業者にとっても有益である。	
	○メガバンクは、グループ内に不動産業務を営む信託銀行を有している。欧州の銀行も	従来から不動産仲
	介業務を扱っていると認識しており、これらを踏まえれば、銀行グループで本業務を	・扱うことにリスク
	上の問題はないと考える。	
	 ○例年、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	
	◯具体的には、銀行業務と親和性がある次のような分野については、他業禁止の観点を	踏まえても問題な
	いと考えるため、取り扱いを解禁してほしい。	

(a) 事業承継・相続に係る不動産の売買

取引先から銀行に対し、経営者名義の事業用不動産の売却・整理等を含めた事業承継の相談が多く寄せられている。また、銀行が提供する遺言信託および遺産整理業務の申込者・相続人からは、相続人名義の不動産の売却・整理等を含めた相続の相談が多く寄せられている。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。

(b) 事業再生に係る不動産の売買

取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。

(c) 担保不動産の売却

高齢化の進展により、相続発生時の債務引受やリバースモーゲージの返済手続等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。

(d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸

地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報等を豊富に保有している。地方銀行が関与している地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント誘致に取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。

また、地方移住や二地域居住への関心が高まる中、銀行が保有する空き家の情報を活用したマッチングに取り組むことができれば、移住ニーズへの迅速な対応、社会課題である空き家問題の解決に資する。

現行規制の 根拠

銀行法第12条、第16条の2

【検討を予定】

昨年度要望に対する回答

銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。<金融庁>

		継続項目
要望項目	4. 信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	(2018 年度より)
		昨年度要望:No. 2②
	信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。	
	○2002 年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での	信託業務が認めら
	れた際、信託兼営金融機関が営める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が	除かれたが、同法
	の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を	営んでよいことと
	された。	
亚拉力 萨	○制度上、同じ信託兼営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連	業務の取り扱いが
要望内容	認められていることは不合理である。	
・要望理由	○2002 年の法改正時から存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていることを考える	と、信託兼営金融
	機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行間のイコールフッティングの	観点からも、規制
	の不平等が生じており、問題である。	
	○加えて、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務とし	ている不動産サー
	ビスの提供に関して地域間格差が生じている。	
	〇以上を踏まえ、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁していただ	きたい。
TO 45 40 60	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項	
現行規制の	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条	
根拠	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	

【検討を予定】

昨年度要望

銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専 に対する回答 念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的 な検討を要するため、直ちに措置することは困難。<金融庁>

		継続項目
要望項目	5. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	(2017 年度より)
		昨年度要望:No. 3
	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。	
	〇銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の分	≷剰スペースが増加
	しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペ	ペースの有効活用を
	検討している。	
	○例えば、次のようなケースである。	
	・店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。	
	・店舗の移設・新設、改築等に際し、地域活性化のために事業に必要とされるもの』	にりも広い建物を作
	り、事業に使用しないスペースを賃貸する。	
	・店舗の駐車場等を賃貸する。	
要望内容	・ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。	
・要望理由	○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併認	没していることが多
	いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等が	から、銀行の保有不
	動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀	限行店舗等の建替え
	に際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有	育効活用を図るべき
	であるとの提案を受けることも多い。	
	○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件(「賃貸等を行	_了 わざるを得ない場
	合」であること、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと	等)を満たしている
	ことを自ら挙証しなければならない。このため、銀行が賃貸を躊躇し、上記のようなコ	ニーズや提案に応え
	られないケースがある。	

○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる 主体」(以下、公共的主体)からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認め られている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に要請することを躊躇したり、要請を得られるま でに長期間を要したりするケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直していただきたい。 ○銀行が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨(本業専念による効率性の発 揮、他業リスクの排除)に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や独占禁止法によって、利益相 反の弊害を生じさせない態勢整備義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀 行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀 行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢 献できると考えられる。 ○また、人口減少等により、地方銀行の収益環境の先行きが不透明な中、店舗等の保有不動産の減損の可能

現行規制の 根拠

銀行法第 10 条第 2 項、第 12 条

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2-2(4)(注1)~(注3)

昨年度要望

【検討を予定】

保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念するこ と等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえて記載しているところ、更なる緩 に対する回答 | 和の実施については、当該観点から慎重に検討する必要がある。

性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経

済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性向上の一助となると考えられる。

他方、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行 う。<金融庁>

		継続項目
要望項目	6. 銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	(2020 年度より)
		昨年度要望:No. 4
	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの外部賃貸を認める。	
	○銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他	しの業務を営むこと
	ができない。	
	○現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースが生じても、外部の事業者に賃	貸することは認め
	られていない。	
要望内容	○銀行が保有不動産を賃貸できる範囲(「その他の付随業務」の範囲)と同程度まで、銀	見行持株会社が保有
・要望理由	する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能となれば、医療、福祉、教育、商業な	よど、地域の生活イ
	ンフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献で	きると考えられる。
	○銀行持株会社は、グループに属する会社に対してであれば、認可を得たうえで保有不	動産の賃貸を実施
	することが許容されている。余剰スペースに限定すれば(「その他付随業務」と同程度	に限定)、賃借先を
	グループ会社から第三者に広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎か	になるとは考えら
	れない。	
現行規制の	銀行法第 52 条の 21、第 52 条の 21 の 2	
根拠	銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3	
	【検討を予定】	
	銀行持株会社の業務範囲は、銀行持株会社グループの経営の健全性確保の観点から、	グループの経営管
昨年度要望	理及びこれに附帯する業務に限られているところ、緩和の実施については当該観点から	慎重に検討する必
に対する回答 要がある。		
	他方、銀行持株会社グループが、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢	貢献できるよう、引
	き続き検討を行う。<金融庁>	

要望項目	7. 銀行持株会社が営むことのできる共通業務の範囲の拡大	新規項目	
	銀行持株会社において、当局による認可等を条件としたうえで、銀行以外のグループ会社のみに共通す		
	る業務も営むことができるようにする。		
	○銀行持株会社は、銀行グループの共通業務を営むことができるが、その共通業務の対象は「銀行を含む		
	場合に限る」とされている。したがって、銀行以外のグループ会社のみに共通する業	務を営むことはで	
要望内容	きない。		
・要望理由	○銀行グループの事業範囲は拡大傾向にあり、より柔軟にグループ経営の効率化を実現	していくため、銀	
	行持株会社において、銀行以外のグループ会社のみに共通する業務も営めるようにし	てほしい。	
	○具体的には、現行制度上、届出にて実施可能とされている軽易な共通業務(福利厚生は	こ関する事務、事務	
	物品の購入・管理等)について、当局による認可等を条件としたうえで、銀行以外のク	ループ会社のみの	
	ために営めるようにしてほしい。		
現行規制の	銀行法第 52 条の 21 の 2		
根拠	銀行法施行規則第 34 条の 14 の 4		

要望項目	8. 投資専門子会社による資金供給業務の対象の拡充(株式会社要件の緩和) 新規項目
	投資専門子会社において、株式会社以外に対しても資金供給業務を行えるように見直す。
	○地方銀行は、投資専門子会社を通じて、地域のスタートアップや事業承継会社等に対するエクイティの
	供給等を行い、地域経済の活性化に向けて取り組んでいる。
	〇他方で、現行制度上、投資専門子会社が出資等の資金供給業務を行うことができるのは、出資先等が「株
無均力處	式会社」である場合に限られており、合同会社や匿名組合等への資金供給は認められていない。
要望内容	○この規制により、スタートアップが合同会社で設立されている場合や、事業承継等のスキームにおいて
・要望理由	特別目的会社を用いる場合等において支援が難しくなっている。
	○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(2025 年 6 月 13 日閣議決定) におい
	て、「金融グループによる資金供給の円滑化を図る観点から、金融機関の投資専門子会社の投資対象の拡
	充を検討する」とされていることも踏まえ、投資専門子会社が株式会社以外に対しても柔軟にリスクマ
	ネーを供給できるようにしていただきたい。
現行規制の	如石头长石井即然 17 久
根拠	銀行法施行規則第 17 条の 2 第 14 項、第 17 条の 3 第 2 項第 12 号

Ⅱ.AML/CFTの高度化・効率化に資する要望

		継続項目
要望項目	9. 継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答義務化	(2021 年度より)
		昨年度要望:No. 5
	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に係る銀	行の調査に対する顧
	客の回答を義務化する。	
	○マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、銀行は、定期的に顧客情報	を確認し、その結果
	を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う継続的顧客管理を行うことが求めら	れている。「マネロ
	ン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026 年度)」(2024 年 4 月	月 17 日公表)におい
	ては、継続的顧客管理について、実効性を確保していくことが掲げられている。	
	○銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、コストをかけて顧客に対する調査票の郵送	€等を行っているが、
	継続的顧客管理に対する顧客の理解が進んでおらず、回答率が低い状況にある。	
要望内容	○ドイツやスウェーデンなど海外では、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧問	客の口座を閉鎖する
・要望理由	よう、制度上で明確化されているケースもあると承知している。	
女主在山	〇昨年度要望に対し、警察庁・金融庁は「特定取引がなされる機会をとらえて取引時	確認を行う場合にお
	いて、(中略)取引時確認に応じない顧客に対しては取引履行を拒むことができる」	と回答しているが、
	特定取引 (注) がなされる機会は限定的である。「マネー・ローンダリング及びテロ資	金供与対策に関する
	ガイドライン」(以下、ガイドライン)では、マネロン・テロ資金供与リスクが高い	と判断した顧客につ
	いては、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図ることを含めて、リスクに応じ	た厳格な顧客管理を
	実施することとされている。このため、当該機会における取引時確認だけでは不十分	分なケースがあり、
	別途、銀行は継続的顧客管理に係る調査を行っている。	
	(注) 200 万円を超える大口現金取引等の取引、および取引顧客管理を行う上で特別の注意を要する	取引。

	○また、警察庁・金融庁は「約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合又は特定事業者が届出を
	求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制
	限する旨を盛り込むことにより、顧客の回答を得られやすくなる」と回答している。
	しかしガイドラインにおいて、「マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わ
	ないこと」とされているほか、同ガイドラインのFAQにおいて、「これ以上手段を尽くすことが困難な
	状況になった場合、当該顧客に対してどのような制限を行うことが必要かということを、リスクに応じ
	て、総合的に検討する」とされる中、顧客からの回答がないことのみをもって取引制限をするのは困難。
	さらに、調査用紙等に「取引制限を行う可能性がある」旨を盛り込んだ結果、回答を得やすくなるどこ
	ろか、顧客からの苦情が多発してしまったとの事例もある。
	○以上を踏まえて、法令上、銀行の調査に対する顧客の回答が義務化されれば、マネー・ローンダリングお
	よびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考える。
現に担制の	犯罪による収益の移転防止に関する法律第 11 条
現行規制の	金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」Ⅱ-2(3)(ii)
根拠	金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」Ⅱ-2(3)(ii)

【現行制度で対応可能】

提案の趣旨は、昨事務年度と同様に、①取引時確認事項に係る最新の情報について、特定事業者が顧客 に質問した場合に顧客から回答が得られることを法的に担保したい、②顧客が質問に応じない場合の当該 顧客との取引の制限を制度化してほしい、という点にあると考えている。

昨年度要望

これらの点については、特定取引がなされる機会をとらえて取引時確認を行う場合において、犯罪によ に対する回答 る収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号) 第 5 条に基づき、取引時確認に応じない顧客に 対しては取引履行を拒むことができるほか、その他の機会に顧客に質問する場合でも、例えば、約款にあ らかじめ、本人特定事項に変更があった場合又は特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業 者に届け出るべき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客 の回答を得られやすくなると考えている。<警察庁・金融庁>

要望項目	10. 行政による法人の実質的支配者情報の把握等	継続項目 (2021年度より) 昨年度要望:No.6
	行政が法人の実質的支配者情報を把握するために、実質的支配者リスト制度において 配者情報の登録を義務化する。また、金融機関等が、顧客等を介さずに実質的支配者リ	、法人の実質的支
	を受けることができる仕組み等を、早期に構築する。	
	○法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。	
	○銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に	ニ基づき、継続的顧
	客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022年1月より	、株式会社の申出
	により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者」	リスト制度」が開始
	された。	
	○しかし、本制度については、以下のような課題がある。	
要望内容	・制度の利用が法人の義務ではなく任意である。	
・要望理由	・実質的支配者情報が変更になった場合の商業登記所への申出が任意である。	
	・対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の 25%超を保有するもの(犯罪	屋による収益の移転
	防止に関する法律施行規則第 11 条第 2 項第 1 号)に限定されている。	
	○したがって、実質的支配者リスト制度において、法人の実質的支配者情報の登録を義	務化することによ
	り、行政が全法人の実質的支配者情報 ^(注) を把握するとともに、経済制裁対象者に該当	しないことの確認
	を行い、その結果に銀行がアクセスすることが可能となれば、実質的支配者情報の把	2握の強化および効
	率化につながる。	
	(注)出資、融資、取引等を通じて支配的な影響力を有するもの等(犯罪による収益の移転防止に 11条第2項第2~4号に規定する類型)を含む。	関する法律施行規則第

	〇なお、「規制改革実施計画」(2024年6月21日閣議決定)において、金融機関等の特定事業者が取引時確
	認を行う際に、顧客等を介さずに実質的支配者リストを商業登記所から直接取得することを可能とする
	方策等について、「令和6年度に着手し、速やかに措置」とされており、早期に検討を進めていただきた
	٧٠°
現行規制の 根拠	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則第1条、第2条、第7条
	【検討に着手】
	法人の実質的支配者情報の把握に向け、まずは「実質的支配者リスト制度」が自発的に広く利用され、法
	人の透明性向上及びマネー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、本制度の周知・広報に
	努める。
	また、令和4年 12 月 21 日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原則を踏まえ
	たアナログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に
昨年度要望	関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からなる研究会(HP公表)での法的論点の整
に対する回答	理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者
	の利便性を向上させる」ものとされており、令和6年9月に同研究会での議論の取りまとめが公表された
	ことを踏まえて、具体的な方策の検討を進めている。
	なお、法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度の運用状況等も
	踏まえ、法人の透明性向上及びマネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課
	題と認識している。
	<法務省・警察庁・財務省・金融庁>

		継続項目		
要望項目	11. 本人確認手続のデジタル化等のための本人確認書類の見直し	(2021 年度より)		
		昨年度要望:No. 7		
	本人確認手続のデジタル化のため、マイナンバーカードに掲載する顔写真の写実性を向上させる。			
	○政府は、本人確認書類として、マイナンバーカードの取得を推進している。マイナン	/バーカードに掲載		
西胡山南	する顔写真は一定の規格が定められているものの、画像加工(目を大きくしたり、顔	頁のパーツを変形さ		
要望内容	せたり等)してはいけないという定めはない。			
・要望理由	〇地方公共団体によっては加工した写真であっても発行を認めているところがあり、マ	マイナンバーカード		
	による本人確認に支障をきたす場合がある。マイナンバーカードに掲載する写真の規	見格および運用を、		
	旅券(パスポート)用写真と同水準にする等、厳格化していただきたい。			
現行規制の	- フェンジ、中、1290人中フェ「毎年青のモー、カポフン」			
根拠	マイナンバーカード総合サイト「顔写真のチェックポイント」 			
	【その他】			
	マイナンバーカードに表示される顔写真の取り扱いについては、地方公共団体情報シ	/ステム機構のマイ		
昨年度要望	 ナンバーカード総合サイト等で周知を行っているが、「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまと			
に対する回答	め」(令和5年3月 18 日) において「申請時に添付する顔写真の撮影基準の明確化や『	申請時の顔写真の品		
	質チェック強化等の徹底について検討する。」とされたことを踏まえ、加工された顔写真	真の使用に係る留意		
	点等についての周知を図るなど、引き続き適切に対応していく。<デジタル庁・総務省	`>		

		継続項目
要望項目	12. 「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	(2022 年度より)
		昨年度要望:No. 8
	出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシ	ステムの構築等によ
	り、在留カードの再交付により在留カード番号が変更になった場合であっても、変更	前の番号による照会
	を可能とする。	
	また、在留外国人の在留期間管理の効率化のため、現状1件ずつの照会のみが可能	とされている同照会
	システムにつき、一括照会を可能とする。	
	○「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)」に:	おいて、「在留外国人
	の場合を含め、将来口座の取引の終了が見込まれる場合には、当該口座が売却され	、金融犯罪に悪用さ
	れるリスクを特定・評価し、適切なリスク低減措置を講ずる必要がある」とされて	いる。
	○これに基づき、銀行は、在留外国人の在留期間を顧客管理システム等により管理し、	当該顧客に対し、在
要望内容	留期間を更新しない場合は在留期間満了前に口座を解約すること、および在留期間	を更新する場合は更
・要望理由	新後の在留期間を届け出ること等を要請している。	
	○しかし、在留外国人が失踪や帰国したことにより在留資格を喪失した場合、銀行に	在留資格喪失に係る
	情報が提供されないケースがある。このため、在留期間の定めのある外国人顧客が	、在留期間を満了ま
	│ たは更新する場合に、預金口座を保有する銀行に対し、当該事項に関して届け出る	よう、まずは出入国
	ー - 在留管理庁において、継続的に周知徹底していただきたい。	
	│ │○また、2024 年 12 月、警察庁より各金融機関に対し、在留期間が満了した外国人名義	の預金口座の悪用を
	│ │ 防止するための具体的措置について、通知文が発出された。こうした要請を踏まえ、	銀行は、在留期間管
	理を強化している。	

	○こうしたなか、銀行は、出入国在留管理庁 「在留カード等番号失効情報照会」を活用し、在留カード番号
	の有効性(在留資格の有無)を確認することがあるものの、在留カードの再交付により、在留カード番号
	が変更になった場合、「在留カード等番号失効情報照会」を活用することができない。「在留カード等番
	号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステムの構築等により、変更前の番号による照会(在留資
	格の有無の確認)を可能としていただきたい。
	○なお、「在留カード等番号失効情報照会」は現状1件ずつの照会とされているため、例えば技能実習生等
	が団体で口座開設等する際に、確認作業に時間を要している。複数の在留カード等番号につき、一括照
	会が可能となれば、在留外国人の在留期間管理の効率化にもつながる。
	昨年度要望に対し、法務省は、一括照会(複数の在留カード番号の照会)について「検討を予定」と回
	答しており、早期に検討を進めていただきたい。
現行規制の	出入国管理及び難民認定法第 19 条の 4 第 2 項
根拠	出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条の 14
	【検討を予定】
吹左车 黄胡	「在留カード等番号失効情報照会」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているか
昨年度要望	否かを確認するためのものであり、それ以上の対応は困難。
に対する回答	なお、複数の在留カード等番号の照会については、引き続き技術的な対応の可否やコスト等を確認しつ
	つ、検討を予定している。<法務省>

		*** ***
		継続項目
要望項目	13. 「疑わしい取引の届出」に関する情報提供の拡充	(2023 年度より)
		昨年度要望:No. 9
	「疑わしい取引の届出」の捜査機関における活用状況等について、①各種報告書の	公表頻度引上げや掲
	載情報の拡充、②捜査機関から銀行に対して活用状況に係る情報提供を行う枠組みの	構築により、銀行へ
	の情報提供を拡充する。	
	○銀行におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策は、時々変化する国	際情勢や、これに呼
	応して進化する他の金融機関等の対応に強く影響を受けるものであり、銀行におい	ては、こうした動向
	やリスクの変化等に機動的に対応していく必要がある。	
	○銀行がより高度なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を実施するため	に、警察庁が公表す
	る「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」の頻度の引き上げや掲載情報の拡充(届出に係る時期や地
	域性の分析、活用類型 ^(注) の明示等)により、疑わしい取引の届出に関する情報提係	共を拡充してほしい。
要望内容	(注)活用類型は、詳細な活用状況ではなく、例えば、照会・捜査着手・検挙といった大まかな数	頁型で提供していただく
・要望理由	ことを要望する。	
	また、金融庁が公表する「疑わしい取引の参考事例」や国家公安委員会が公表す	る「犯罪収益移転危
	険度調査書」について、犯罪の手口が多様化する現状を踏まえ、公表頻度を引き上	げる等によりタイム
	リーな情報を提供いただきたい。	
	○加えて、疑わしい取引の届出の精度を一層向上させ、捜査機関に自行の届出をより	有効に活用してもら
	う観点から、自行が届け出た「疑わしい取引の届出」の活用状況(活用件数や活用類	[型等) について、捜
	査機関から銀行に対して情報を提供いただくような枠組みを構築してほしい。	
	例えば、2024 年 8 月に金融庁および警察庁より要請文が発出されて以降、各都道	府県警察と金融機関
	との連携協定の締結が進んでいることを踏まえ、そのような連携を活用しつつ、「頻	きわしい取引の届出」
	の活用状況を情報提供いただくことも検討いただきたい。	

	〇昨年度要望に対し、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」等の作成頻度の引き上げは困難と回答され
	ているが、地政学上の緊張が高まりマネロン等対策の重要性が増している中で、以上のような情報提供
	の拡充が実現すれば金融機関のマネロン等対策の高度化に資するため、継続的に検討いただきたい。
TR与特别的	犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項、第2項、第3項
現行規制の	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 16 条
根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 26 条、第 27 条
	【その他】
	「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」や「犯罪収益移転危険度調査書」、「疑わしい取引の参考事例」
	について、現在の内容の質や量を維持して作成するには、一定の時間を要することから、やはり作成・公表
吹左连垂钳	の頻度を引き上げることは困難。なお、御意見の「活用類型」については、「犯罪収益移転防止に関する年
昨年度要望	次報告書」において、都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数、端緒事件
に対する回答	数、検挙事件数(端緒事件を除く。)を掲載している。
	他方で、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する情報提供の拡充については、これらの
	資料のほか、現在も実施している各研修会や特定事業者への個別訪問等を通じて、今後も努める。
	<金融庁・警察庁>

要望項目	14. 在留カード等におけるアルファベット名の記載の必須化等	一部新規 (2024 年度より) 昨年度要望:No. 10
要望内容 學望理由 (下線部が新規追加)	 在留カード・特別永住者証明書の発行において、アルファベット名の記載を必須と必須化が難しい場合、在留カード等にアルファベット名が記載されていないときに名の入手は一律に不要であることを明確化する。 ○銀行は、外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)に基づく経済制裁措置に対応する方が制裁対象者でない旨を確認している。 ○上記確認の一環として、財務省「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵イン」において、銀行等の外国為替取引等取扱業者には、顧客のアルファベット名登録し、フィルタリングすること等が求められている。また、アルファベット名の預金口座等については、顧客と接触する機会等をとらえてアルファベット名のれている。 ○他方で、外国人顧客の口座開設時等において、当該顧客から提示を受けた在留カー書等の本人確認書類にアルファベット名が表記されていないケースがある。 一 出入国管理及び難民認定法施行規則において、在留カードの氏名はローマ字によりいるが、ローマ字氏名を表記することにより著しい不利益を被るおそれがあることそると認めるときは、ローマ字氏名を省略することができるとされている。なお、「特別の事情」の具体例としては、特別永住者・永住者であって日本で出生等、有効な旅券を提示できない場合が挙げられる。 ○本人確認書類によりアルファベット名を確認できない場合には、別途、顧客に公的記述の表示を必須を必須を表示できない場合が挙げられる。 	する。 は、アルファベット おは、アルファベット おいたのでは、中ででででででででででででででででででででででででででできます。 ないたがでででででででででででででできます。 ないたのででででででできます。 ないたのでででででできます。 ないたのででできます。 ないたのででできます。 ないたのででできます。 ないたのででできます。 ないたのででできます。 ないたのででできます。 ないたのででできます。 ないたのでできます。 ないたのでできます。 ないたのででできます。 ないたのでできます。 ないたのでできまずでできます。 はいているでは、これが、ののでは、 ないたのでできます。 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているでは、 はいているには、 はいているでは、 はいには、 はいているでは、 はいているでは、 はいには、 はいているでは、 はいには、 はいには、 はいているでは、 はいには、 はいているでは、 はいているでは、 はいには、 はいは、 はい
	加提出を求めたり、ヒアリング等により確認したりしているが、顧客・銀行の双方っている。また、ヒアリングによりアルファベット名を確認する場合、表記ゆれ等	

	○在留カード・特別永住者証明書へのアルファベット名の記載を必須とすることで、顧客・銀行双方の負
	担が軽減されるほか、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の管理の高度化に寄与すると考
	えられる。
	○もし、在留カード等へのアルファベット名の記載の必須化が難しい場合には、外為法への対応上、在留
	カード等にアルファベット名が記載されていないときには、アルファベット名の入手は一律に不要であ
	ることを明確化してほしい。
現行規制の	外国為替及び外国貿易法第 17 条等
現行規制の根拠	出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条の 7 第 4 項
1攻攻	財務省「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」第Ⅱ章4-(3)-②
	【対応不可】
昨年度要望	在留カード等の氏名表記を例外なくローマ字とした場合、ローマ字氏名を表記することにより著しい不
に対する回答	利益を被るおそれがあることその他の特別の事情がある者への配慮を欠くこととなるため、対応困難。
	<法務省・財務省・金融庁>

要望項目	15. 民間サービスで利用しやすい住所情報への見直し(住民票の住所の表記ルール統一、マイナンバーカードの住所情報の分割提供)	新規項目
	マイナンバーカードの圧別情報の分割提供グ	 表記ルールを統一
	するとともに、マイナンバーカードにより得られる住所情報を分割提供する。	22 HB 77 77 E 496
	○マイナンバーカードの住所(署名用電子証明書内の住所情報等)は、住民票に基づいて	ている。住民票の住
	所は、各自治体のルールで記載されているため、特に集合住宅の記載パターンなどの	表記ゆれが以下の
	とおり存在している。	
	・部屋番号が枝番号に含まれており、集合住宅名は省略(1-101 号)	
	・部屋番号が枝番号に含まれており、集合住宅名を方書として記載(1-101 号 XX マンシ	/ョン)
	・部屋番号を方書として記載、集合住宅名は省略(1 号 101 号)	
要望内容	・集合住宅名と部屋番号を方書として記載(1 号 XX マンション 101 号室、1 号 XX マンミ	ンヨン (101))
・要望理由	│○今後、マイナンバーカードを用いた本人確認が普及するものと考えられるが、このよ	うな表記ゆれがあ
	るため、マイナンバーカードの住所をそのまま銀行の顧客データベース上の住所とし	. , , , , ,
	困難。利用者にとっても、マイナンバーカードの住所が銀行の顧客データベース上の 	住所と一致しない
	ことで、追加での本人確認書類の提示等が必要になる可能性もある。	
	○また、マイナンバーカードを用いて取得した住所情報は、都道府県や市区町村等で区 	[切りのない一繋ぎ
	の文字列となっており、顧客データベースに登録しにくい状況。 	
	○住民票の住所の表記ルールを統一(集合住宅名の記載等)いただくとともに、マイナ 	•
	所情報を分割(都道府県、市区町村等で区切り)提供していただければ、銀行および利	用者にとって利便
	性が向上するため、総務省・デジタル庁において検討いただきたい。	
現行規制の		
根拠		

Ⅲ.顧客の利便性向上に係る要望

要望項目		継続項目
	16. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	(2006 年度より)
		昨年度要望:No.11
	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規	見制、非公開情報保
	護措置、知りながら規制)を廃止またはさらに緩和する。	
	○現状、銀行の保険窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置	によって、金融サ
	ービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを謝絶せざるを得ないな	:ど、顧客の利便性
	が著しく損なわれている。	
	○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に	備える損害保険な
	ど、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対する	コンサルティング
	の一環として販売してほしいとの声が寄せられている。しかし、こうしたニーズに応	えることすら、弊
要望内容	害防止措置により、できない状況にある。	
· 要望理由	○昨年度要望に対し、金融庁は「弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場	合に行うこととし
Z Z Z Z	ている」と回答している。保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊	医害防止措置の見直
	しの必要が生じていると考える。	
	・銀行は、顧客本位の業務運営体制(フィデューシャリー・デューティー)の観点から	っ、わかりやすい情
	報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んで	いる。
	・銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白である場合を	や、ウェブページ・
	スマートフォンアプリ等による完全非対面で契約が完結する保険等では、圧力販売	は生じ得ないと考
	える。	
	○直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を措置いただき	たい。

(a) 損害保険を融資先販売規制の対象外とする

生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。

最近、台風や豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災 に備える損害保険を提案してほしいといった要望が増えている。

「中小企業強靭化法」に基づく基本方針において、中小企業は、自然災害発生時にも事業活動を継続できるよう、損害保険への加入等のリスクファイナンス対策を講ずる必要があるとされている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿うものである。

- (b) 小規模な融資先(従業員 50 人以下)の従業員に対する融資先販売規制を廃止する 役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。 家計における安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保障の充実等 を図るための提案を阻害している。
- (c) 特例地域金融機関の小口規制を緩和する

特例地域金融機関^(注)は、1契約者あたりの通算保険金額・給付金額に制限(小口規制)があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1契約者あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。

- (注)特例地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が 20 人以下(特例地域金融機関でない場合 50 人以下)に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。
- (d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する

非公開情報保護措置は、銀行が固有業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており(例えば証券会社等は対象外)、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為(保険の募集を目的としたリストの作成等)を本規制の対象外としていただきたい。

現行規制の
根拠

保険業法施行規則第 212 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号・第 3 号、第 4 項、第 212 条の 2 第 2 項第 1 号、 第 3 項第 1 号・第 3 号、第 4 項、第 234 条第 1 項第 10 号・第 14 号・第 15 号

保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-6 等

【検討を予定】

昨年度要望に対する回答

銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。

銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている。<金融庁>

要望項目	17. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継続項目 (2000年度より)
		昨年度要望:No. 12
	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係	(役職員の兼職、出
	向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。	
	〇生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する	る法人の役職員に対
	しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であって	ても、銀行等は当該
	商品の説明すらできないことになっている。本規制は顧客の利便を損ない、銀行等に	こおける生命保険販
	売の障壁となっている。	
	○銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的)関係が密接とみな
	される。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役職員数が数百名超	図の大手企業など圧
	力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例え	ば、地方銀行の場
要望内容	合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等の人手不足への対応や地	性方創生への貢献の
・要望理由	観点から、それに応じるケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役職	践員に対して生命保
	険募集はできなくなる。	
	○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に属	質客の勤務先を確認
	する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行う	ことにより、顧客
	に無用な不信感を惹起する結果となっている。	
	○保険窓販に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、	要望項目「16. 銀行
	の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた窓販を巡る状況を踏まえ	れば、本規制は不
	要である。	

	○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員で
	なく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起こり得ない先に
	ついて、本規制の対象外とすることを措置いただきたい。
	〇昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。
	保険業法第 300 条第 1 項第 9 号
現行規制の	保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 2 号
根拠	平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 238 号
	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)
吹左连垂胡	【検討を予定】
昨年度要望	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引
に対する回答	き続き慎重に検討を行う必要がある。<金融庁>

		継続項目	
要望項目	18. 銀証間の情報授受規制の撤廃	(2020年度より)	
		昨年度要望:No. 13	
	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃する。		
	○銀行グループ内の銀行・証券会社の間で顧客情報を共有するには、あらかじめ顧客の	同意を得る必要が	
	あり、顧客・金融機関双方にとって負担がある。		
	○本規制は、①顧客情報保護、②利益相反による弊害防止、③優越的地位の濫用防止の	観点から課されて	
	いるとされている。		
	○①については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認め	られており、銀証	
	間の情報共有について、事前の同意を必要とすることは、過剰規制と考える。		
	○②③は、情報共有自体ではなく、情報の不適切な利活用の防止を目的としており、これは同		
	より達成できるものではないと考える。不適切な利活用を防止するため、別途、銀行活	去(利益相反管理体	
要望内容	制の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)、金融商品取引法(優越的地位を不	当に利用した金融	
・要望理由	商品契約の締結・勧誘の禁止、顧客の利益が不当に害されないような情報管理・体制圏	を備)による防止措	
	置が講じられており、それらの実効性を高めるために当局によるモニタリングが行わ	れている。	
	○銀行・証券会社間での情報授受規制が撤廃されれば、銀行グループによる総合的な金	:融サービスを迅速	
	かつ適切なタイミングで提供できる。顧客の潜在的な投資ニーズの喚起や投資促進に	もつながるため、	
	政府が掲げる「資産所得倍増」にも資するものと考える。		
	○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」(2025 年 6 月 13 月	閣議決定) におい	
	て、「業態の垣根を越えて金融グループとして高度で多様な金融サービスを一体的に携	是供することは、顧	
	客利便に資するものである。この観点から、銀証ファイアーウォール規制の見直しを	・着実に進める」と	
	されている。銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃するよう、	早期に検討いただ	
	きたい。		

現行規制の	金融商品取引法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号、第 2 項第 4 号
根拠	金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第1項第7号、第 154 条第1項第4号
	【その他】
	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制については、金融審議会市場制度ワーキング・グ
	ループ報告書(2024年7月2日公表)において、「2022年6月に、上場企業等に関する顧客情報をグルー
昨年度要望	プ内の銀行・証券会社間等で共有する場合は顧客の事前同意を不要とする規制緩和が行われたことを踏ま
に対する回答	え、現在、金融庁において、金融機関における優越的地位の濫用防止態勢、利益相反管理態勢及び顧客情報
	管理態勢の整備状況についてモニタリングが行われているところである。」、「銀証ファイアーウォール規制
	に関する議論を行う際には、当該モニタリングの結果を踏まえる必要があると考えられるため、継続的に

検討していく。」と整理されたことを踏まえ、今後引き続き検討していく課題と考えている。<金融庁>

		一部新規	
要望項目	│ │19. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	(2018 年度より)	
		昨年度要望:No. 15	
	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の作成・保存(7年)を不要と	する。	
	直ちに取引記録の保存義務の撤廃が難しい場合、取引記録の作成・保存が必要な取引に係る閾値を引き		
	<u>上げる。</u>		
	○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記	日録の作成・保存が	
	求められるが、コンビニは不要となっている。		
	○税公金等の収納票等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力してレ	ただく負担を強い	
	ている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の	理解を得られない	
要望内容	(現場の混乱を招いている)。		
・要望理由	○税公金等の支払いがテロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であ	ることは明らかで	
(下線部が新規追加)	あり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考	える。	
	○例年、警察庁および金融庁より「国または地方公共団体に対する金品の納付または納	1入であっても、当	
	該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があるが、	コンビニによる収	
	納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存	を必要としている。	
	犯罪による収益の移転防止の観点から、両者の扱いに差を設けている理由を明確に示	していただきたい。	
	○また、直ちに取引記録の保存義務の撤廃が難しいということであれば、税公金等の支	払いに係るマネロ	
	ン等のリスクは低いことを踏まえ、取引記録の作成・保存が必要な取引に係る閾値(現状は1万円以上)	
	<u>を引き上げていただきたい。</u>		
現行規制の	犯罪による収益の移転防止に関する法律第7条		
根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第6条第1号、第15条第1項		
TIX TX	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 22 条第1項、第 23 条、第 24 条		

【対応不可】

国または地方公共団体に対する金品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払い(以下「公金納付等」)であっても、これらの取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する事後的な資金トレースを可能とする必要がある。

昨年度要望に対する回答

また、金融機関が取り扱う公金納付等については、疑わしい取引の届出義務の対象であり、取引記録の 作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられる。

FATF勧告(マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のための国際基準)においても、金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に応じることができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められている。

したがって、公金納付等における取引記録の保存を不要とすることは困難であると考える。

なお、コンビニエンスストアにおける収納代行業務については、現時点で、法上の規制は行われていないが、マネー・ローンダリング対策上の問題が生じることのないよう、引き続き、その実態注視等に努めることが重要であると考えている。<警察庁・金融庁>

要望項目	20.「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授 業料等の支払いに該当する取引の拡充
	昨年度要望:No. 16
	以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である入学金・授業料等の支払い
	に該当することとする。
	(a)専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い
	(b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い
	○2016年10月より、入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用
	│ されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不
	要となった。
	○しかし、以下の取引は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に該当しないと整理されている
	ため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は
要望内容	取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うこ
・要望理由	とが許容される取引」に含めるべきである。
	(a) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い
	- 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行う
	ことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設
	置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確
	認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課
	程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考える。
	また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られにくい。さらに、
	振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、
	その場合には都道府県のホームページで確認する必要が生じるなど、窓口での対応負担が生じている。
	「 「 、 勿 口 には 御 俎 川 亦 ツ か))) く 作 恥) る 心 女 M 工 し る な こ 、 心 日 く ツ 刈 心 貝 担 M 工 し く V る。

	昨年度要望に対し、「専修学校の一般課程については、入学資格の定めがなく、(中略)他の課程と
	比較して生徒の実在性の担保が法令に基づくものではない」と回答されている。実在しない生徒に対
	して入学許可を与える可能性があるとすれば、まずは、法令等において実在性を担保することを検討
	いただきたい。
	(b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い
	大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」
	の対象となっているが、その対象となっている大学等に附属する場合であっても、幼稚園あての支払
	いは対象となっていないことが顧客の理解を得られにくい。
	幼稚園は学校教育法において入園資格の定めが設けられており、また、その設置には学校教育法に
	基づき都道府県知事の認可が必要であって、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることか
	ら、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。
	昨年度要望に対し、「年齢以外に特段の入園資格が定められておらず、(中略)園児の実在性の担保
	が法令に基づくものではない」と回答されている。上記(a)と同様、実在しない園児に対して入園許可
	を与える可能性があるとすれば、まずは、法令等において実在性を担保することを検討いただきたい。
田仁田出の	犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条、第6条、第7条
現行規制の 根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第6条、第7条、第15条
1区 12년	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条
	【対応不可】
	(a) 専修学校のうち専門課程及び高等課程については、高等学校及び大学と同様、法令上、入学資格が
昨年度要望	定められており、生徒の実在性が担保されていることから、簡素な顧客管理が認められている。一
に対する回答	方、専修学校の一般課程については、入学資格の定めがなく、専修学校自体の実在性は担保されてい

理を認めることは困難。

ても、他の課程と比較して生徒の実在性の担保が法令に基づくものではないことから、簡素な顧客管

なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記するよう、専修学校に周知している。

(b) 幼稚園については、法令上、幼稚園自体の実在性は担保されていても、年齢以外に特段の入園資格が定められておらず、学齢簿の作成や義務教育学校の卒業等を入学資格とする他の学校と比較して園児の実在性の担保が法令に基づくものではないことから、簡素な顧客管理を認めることは困難。

<警察庁・金融庁・文部科学省>

		<u>, </u>
		継続項目
要望項目	21. 出資先企業に対する銀行グループの関与方法の柔軟化	(2023 年度より)
		昨年度要望:No. 17
	銀行の投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資に関して、当該出資	【先企業が銀行グル
	一プの会計上の子会社に該当しない旨を明確化する。	
	○銀行の投資専門子会社による出資先企業が会計上の子会社に該当しない要件について	は、企業会計基準
	委員会の「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針	」第 16 項(4) (以
	下、「VC条項」)において、当該出資先企業との間で、「営業取引として行っている搭	と資又は融資以外の
	取引がほとんどないこと」等の要件が定められている。	
	〇こうした中、出資先企業に対し、銀行グループがソリューション提供(コンサルティン	ノグ、ビジネスマッ
	チング、人材紹介、リース等)等の取引を行うことによって、監査法人から「『投資ス	ては融資以外の取引
	がほとんどない』とは言えず、子会社に該当する」と機械的に判断されるケースがある。	
要望内容	○銀行法において、投資専門子会社が議決権保有制限を超えて出資する際には、議決権	[保有期間の上限が
・要望理由	規定されており、支配目的ではなく、キャピタルゲイン目的の議決権保有であること	は明らかである。
	○銀行の子会社に該当する場合、支配目的でないにもかかわらず連結での財務諸表を作	成する必要が出て
	くるほか、出資先企業に四半期毎の決算情報の提供や、銀行の子会社として一定水準	のガバナンス(社
	内規程の整備等)を求めることとなる。議決権保有期間に時限がある中、出資先企業	に一時的にこうし
	た対応への負担を強いることとなり、出資先企業の業務運営に支障が生じる可能性が	あるため、将来の
	成長・株式売却を見据えたソリューション提供等を断念せざるを得ない。	
	〇以上を踏まえ、出資先企業に銀行グループがソリューション提供等の取引を行った場	合であっても、出
	資先企業が会計上の子会社に該当しないよう (実態に応じて柔軟に子会社の該当性判	断を行うことがで
	きるよう)、VC条項の見直し、もしくはASBJやJICPAからのVC条項の解釈	?に係る通達等の発
	出を通じ、明確化していただきたい。	

- ○なお、昨年度要望に対し、金融庁は「本規制は金融機関だけでなく、全事業種共通の取扱い」であること等を理由として、VC条項の見直しに対して慎重に回答している。しかし、以下のような観点を踏まえると、銀行を念頭に置いたVC条項の見直しには一定の合理性があるものと考えられ、是非検討を進めていただきたい。
 - ・VC条項が策定された時点(2008年)においては、銀行グループによるベンチャービジネス会社等への出資はそれほど行われていない状況にあったと思われるが、2021年に銀行法が改正され、銀行の投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資要件が緩和されるなど、他の事業種に比べ、銀行を取り巻く規制環境等が大きく変化していること。
 - ・銀行法の改正に関し金融庁は、銀行の投資専門子会社の出資要件を緩和した目的として、「出資を通じて地域の『面的再生』などを幅広く支援」できるようにすることを挙げており、こうした規制緩和を受けて、地方銀行は地域の取引先等の支援を進めていること。
 - ・銀行グループは、出資先を含む取引先に対して、ビジネスマッチングや人材紹介、リース等の様々なサービスを提供しており、VC条項における「営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどない」という要件が、取引先の支援を進めるうえで大きな阻害要因となっていること。

現行規制の 根拠

企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」 第 16 項(4)

監査・保証実務委員会実務指針第 88 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ&A」

【その他】

昨年度要望に対する回答

本規制は金融機関だけでなく、全事業種共通の取り扱いとして、「他の企業の意思決定機関を支配」しているか否かを基準に連結の範囲に含まれるか否かを判断することとされており、連結の範囲に含まれるか否かは投資家にとっても重要な情報であるため、当該要件の見直し(緩和)については慎重に検討する必要があると考えられる。

また、当該条項の該当性については個々の案件において個別で判断されていることから、一律に要件を 定める(明確化)ことについても慎重な検討が必要であると考えられる。

なお、我が国においては、企業会計の基準は企業会計基準委員会(ASBJ)において定めることとされている。<金融庁>

		一部新規
要望項目	22. 成年後見制度の見直し	(2023 年度より)
		昨年度要望:No. 18
	顧客が成年後見制度の利用を検討する際、申立て手続に係る手間や費用等から利	用を見送るケースがあ
	るため、①申立時に必要な書類の簡素化、②後見人等の事務負担が小さい時には報	酬が比較的少額となる
	ような枠組みの整備、③申立時に残高証明書等が必要な場合には、家庭裁判所から	直接金融機関に照会す
	<u>る形とすること等</u> 、成年後見制度の見直しを行う。	
	○銀行では、職員が認知症等について十分に理解し応対できるための研修等を実施	しており、認知判断能
	力の低下した本人との取引においては、顧客本人の財産保護の観点から、親族等に	成年後見制度等の利用
	を促すのが一般的となっている。	
	○成年後見制度の利用にあたっては、家庭裁判所への申立てが必要となっており、・	その手続きに要する手
	間や費用の負担、第三者に資産を委ねることへの抵抗感等を理由に、顧客が利用	を躊躇するケースがあ
要望内容	る。成年後見制度の利便性が高まるよう、改善していただきたい。	
・要望理由	○具体的には、「法制審議会 民法(成年後見等関係)部会」や「成年後見制度利用促	進専門家会議」におい
(下線部が新規追加)	て、以下の観点から改善を検討いただきたい。	
	①申立手続の簡素化等	
	昨年度の法務省からの回答にもあるとおり、インターネットを利用して家庭	裁判所に対する申立て
	ができるようになることは、利便性の向上に一定程度寄与すると考えられるが、	、成年後見制度の申立
	人は高齢者である場合も多く、必ずしもインターネットを利用できるとは限られ	ない。
	申立てにあたっての手続き(必要書類の準備等)に煩雑さ等を感じ、成年後	-
	るケースも多いことから、申立時に必要な書類の簡素化や、地方公共団体が設	
	体制拡充および周知・広報等を検討いただきたい。	

現行規制の 根拠
昨年度要望
に対する回名

②後見人等への報酬額の見直し

成年後見制度の利用にあたって、後見人等への報酬額がネックとなる場合も多い。管理財産額が少 額の場合等、後見人等の事務負担が小さいときには、報酬が比較的少額となるような枠組みを検討い ただきたい。

③申立時に必要な書類の請求方法の見直し

申立時の必要書類として、家庭裁判所が申立人に対して残高証明書等の提出を求める場合がある。 この場合において、申立人はまだ成年後見人等にはなっていないため、申立人から残高証明書等の請 求があったとしても、金融機関としては対応が難しい。

そのため、申立時に残高証明書等が必要になる場合には、家庭裁判所から直接金融機関に照会する 形としてほしい。

民法第7条

家事事件法第 123 条

【検討に着手】

成年後見制度に関する家庭裁判所に対する申立ては、裁判手続(司法手続)であるから、その申立てを行 政機関である地方公共団体が受け付ける(取り次ぐ)こととすることは困難。

なお、現在においても、申立人が地方公共団体の相談窓口を含む各種の相談窓口で相談をして申立てに必 要な書類を準備し、その書類を家庭裁判所に郵送または持参する方法で申立てをすることも可能。また、令 和5年6月に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整 備に関する法律」(令和5年法律第53号)によって、成年後見制度に係る申立てを含め家庭裁判所に対する 申立てをインターネットを利用してすることを可能とする法改正がされており、この改正法の施行後は、 インターネットを利用して申立てをすることにより、申立人において手続に要する時間に係る負担を軽減 することが可能になると考えられる。

また、成年後見人等の報酬については、家庭裁判所(裁判官)が、個別事案における事情を考慮して事案

に即した報酬額を判断しているものと承知している。御指摘の報酬の目安は、各家庭裁判所においてこれまでに事案に即して判断された裁判例等を踏まえた実績を基に示されたものであって、法令等によって定められたものではないと承知している。

なお、成年後見制度については、令和6年4月以降、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、制度の見直しに関する調査審議が行われている。同部会では、具体的な利用の必要性を考慮して法定後見を開始し、必要性がなくなれば終了する仕組み等も検討事項とされており、引き続き、成年後見制度をより使いやすいものとする観点から調査審議が行われる。<法務省>

【現行制度下で対応可能】

全国の成年後見制度の相談窓口については、引き続き成年後見制度利用促進ポータルサイト、ニュースレター等において周知を行う。

また、厚生労働省が都道府県・市町村職員等を対象に実施する「成年後見制度利用促進体制整備研修」において、成年後見制度の周知・広報の必要性について理解を促すとともに、その効果的な手段を紹介することで、適切な周知・広報が実施されるよう取り組む。<厚生労働省>

		継続項目
要望項目	23. 福祉医療機構における担保順位の取り扱いの改善	(2024 年度より)
		昨年度要望:No. 20
	福祉医療機構と民間金融機関との協調融資案件において、同機構の担保順位を第	一順位とする運用を撤
	廃し、同機構と民間金融機関の担保順位を同順位とする運用に変更する。	
	○独立行政法人福祉医療機構の融資については、2019年3月より、民間金融機関の	
	に限る)がある案件について、事業者の意向を踏まえたうえで、担保順位の入れ	替えは行わない取り扱
	いに見直された。	H / C (0.1) 17 18 0.1 1/10 / 1/20
		2.順位を第一順位と1.
	○	
要望内容		(10)
・要望理由	㈱日本政策投資銀行等の他の政府系金融機関との協調融資においては行われてお	らす、福祉医療機構独
A E T H	自の運用となっている。	
	○例えば、病院の建替え等の案件では、長期かつ多額の融資を行うため、民間金融	機関としては、上記の
	担保順位の運用があることにより、担保の保全面が障壁となり、与信等の対応が	制限される可能性があ
	│ │ るなど、銀行による事業者支援の幅が狭まるケースも考えられる。	
	 ○福祉医療機構において、政府系金融機関の立場として「民業補完」を徹底する観	点から、当該運用を撤
	廃し、同機構と民間金融機関の担保順位を同順位とする運用に変更するよう、厚	- , , , , , _ , , , _ , , , ,
	対して働きかけていただきたい。	
現行規制の		
根拠		

【対応不可】

福祉医療分野は、保険料や公費等国民の負担を財源とした公定価格制度により運営されており、関係法 令に基づき地方公共団体が策定する計画等に沿った施設・事業の整備や各種管理監督によって、サービス 提供体制を持続的に確保することが求められている。

こうした特性を踏まえ、福祉医療事業者の負担を軽減し、施設整備や経営を支援するため、公的資金を 貸付原資とした政策融資制度を設け、その実施機関として福祉の増進・医療の普及向上を目的とする福祉 医療機構が担っている。

昨年度要望

厚生労働省所管のもと、福祉医療機構において、政策実現のための施設・事業の整備、サービスの持続 |性、公的資金の償還確実性を最優先に融資制度を運用することに努めており、追加的な財政負担が生じる に対する回答 ことのないよう、それらを適切に担保するため、融資対象物件の抵当権に係る第一順位の原則は引き続き 必要である。

> こうした取扱いは、福祉医療機構の設立形態や目的等を鑑み、確実に確保されるべき社会保障を支える 政策金融として必要な取扱いと認識している。

> そのうえで、融資対象物件であっても、民間金融機関の先順位債権(普通抵当)があるものについては、 事業者の意向を踏まえたうえで担保順位の入れ替えは行わない(第一順位としない)こととした 2019 年 3 月以降の取扱いのほか、協調融資の際や意見交換会などを通じて福祉医療機構の知見やノウハウを民間金 融機関に提供・共有する取組を積極的に行うなど、民間金融機関と協調した融資の活用については引き続 き適切に取り組んでいきたい。<厚生労働省・こども家庭庁>

要望項目	24. 大口信用供与規制における受信者合算範囲の見直し	新規項目
	大口信用供与規制において、SPCに対する信用供与を、出資元企業への信用供与と合算せずに管理する。	
	ることを認める。	た マ Iロ 人 シー > 1 > > トラ ロ
	○現行の大口信用供与規制においては、SPCが出資元企業の合算子法人等に該当っ	
	PCおよび出資元企業への信用供与額を合算して管理しなければならないこととされている。	
要望内容	○これにより、既に出資元企業へ相応の信用供与を行っている場合には、SPCへの十分な信用供与が難	
・要望理由	しくなり、再生可能エネルギー等に関するプロジェクトファイナンス、不動産流動化に対するノンリコ	
	ースローンなど、地域企業への支援に支障をきたすケースが出てきている。	
	○出資元企業がデフォルトに陥ったとしても、倒産隔離されたSPCへの影響は限定的であり、銀行から	
	SPCへの信用供与が直ちに返済不能となる可能性は極めて低い。そのため、倒産隔離されたSPCに	
	対する信用供与は、出資元企業への信用供与と合算せずに管理することを許容してほしい。	
現行規制の	銀行法第 13 条第 3 項第 2 号	
根拠	銀行法施行令第4条	

要望項目	25.「重要情報シート」を用いた目論見書の「簡易交付」の取扱再開	新規項目
要望内容• 要望理由	「重要情報シート」上にQRコードやURLを記載する方法による目論見書の電子れるようにする。 ○2025 年 4 月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正により、目論見書のは、その要件が緩和された。具体的には、顧客から交付請求があったときは書面を告知等していれば、電子提供できることとされた。 ○他方で、この要件緩和の副次的な影響として、同内閣府令上から顧客に対して簡認の書類である「重要情報シート」に関する文言が削除され、目論見書の「簡易交付を使用し、顧客に必要な説明を行った場合に、目論見書の電子提供を可能とするが制除された。 ○これにより、従来認められていた方法(「重要情報シート」上に目論見書のQRコーる方法)での目論見書の電子提供が不可能(注)となり、顧客の利便性にも支障を知る方法)での目論見書の電子提供が不可能(注)となり、顧客の利便性にも支障を知る方法)に同内閣府令第23条の2第3項第3号において、目論見書を「金融商品取引業者等のホー方法」(同条第2項第1号ニによる方法)については、閲覧するために必要な情報を、顧客スマホ、顧客専用のページ等)に記録する必要があるとされている。改正前は、本要件について、「簡易交付」の場合は例外的に不要とされていた(そのために目論見書のQRコードやURLを記載する形での電子提供が認められていた)。 ○電子提供を容易とする改正により、従来認められていた電子提供の方式が不可能と状況は不合理だと考えられるため、再度認められるようにしてほしい。	の電子提供にあたってを交付する旨を顧客に 素に情報というでは、 ないで、 ないで、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で
現行規制の	企業内容等の開示に関する内閣府令第 23 条の 2	
根拠	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 32 条の 2	

要望項目	26. 農業近代化資金制度の貸付条件の改善	新規項目
	農業近代化資金について、農業者等の大規模化等の環境変化を踏まえ、貸付限度額	額の引き上げや償還期
	限の延長等を行う。	
	○農業は、多くの地域において重要な産業であり、それを支えるための制度融資の-	一つとして、地方銀行
要望内容	は農業近代化資金制度を適宜利用している。	
・要望理由	〇他方で、近年、農業者等の大規模化が進んでおり、現状の農業近代化資金制度の分	貸付条件では、農業者
	等の資金ニーズに十分対応できないケースが出てきている。	
	〇農業経営の高度化に向けた支援を充実させるため、農業近代化資金制度について、	貸付限度額の引上げ
	や償還期限の延長等の貸付条件の改善を行ってほしい。	
現行規制の	農業近代化資金融通法第2条第3項	
根拠	農業近代化資金融通法施行令第2条~第4条	

Ⅳ.デジタル化の推進に係る要望

		継続項目
要望項目	27. 個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務における活用	(2020年度より)
		昨年度要望:No. 21
	個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。 	
	│○2024 年 4 月 1 日、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理學	等に関する法律」が
	施行され、銀行は、マイナンバーの預貯金口座付番の促進に向けて取り組みを進めて	いる。
	〇最新の住所等の基本4情報の提供が 2023 年 5 月に開始されるなど、政府等において、	マイナンバーの活用
亚甘己 萨	が進められているが、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でのみ活用可能	能となっており、銀
要望内容	行の業務・事務では活用できない。	
・要望理由	○銀行が業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務・事務の効率の	化につながる。例え
	ば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーをキーとした検索を行うこと	とで当該顧客の口座
	の特定が容易になり、住所・氏名変更手続きや相続手続き等について、より効率的な	対応が可能となる。
	さらに、銀行の顧客情報データベースが最新の状態に保たれることで、マネー・ローン	ノダリングおよびテ
	口資金供与対策のための継続的顧客管理の効率化・実効性向上につながる。	
現行規制の	行政工体によりよる性力の関した熱型よりたみの乗りの利用体に関より計算体のを	
根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条 	
	【その他】	
* * * * *	個人番号の利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向	可上に資するとのご
昨年度要望	 意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを懸念するご意見も	あるところ、ご提案
に対する回答	 にあるような業務における将来的な個人番号の利用については、個人情報保護への懸念	
	解を得つつ、適切に対応する。<デジタル庁・総務省・金融庁>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

		継続項目
要望項目	28. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化	(2020 年度より)
		昨年度要望:No. 22
	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。	
	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースで	の事務処理に係る
	負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のよう	なケースがある。
	(a)税務署からの納税に係る口座振替依頼	
	国税の振替納税 ^(注) については、納税者が口座振替依頼書を申請期限までに税務	5署等に提出するこ
	とになっている。国税庁は、税務署に提出された依頼書を取りまとめ、各銀行の口	座振替の事務処理
を行う事務センター等に対し、データ形式で送付している。		
	(注)納税者名義の預貯金口座から、口座引落しにより国税(申告所得税、消費税等)を納付 [*]	する手続き。事前に税
	務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自り	動的に振替納税が行わ
要望内容	れる。	
・要望理由 しかし、申請期限を超過した口座振替依頼については、税務署から該当口座のあ		っる銀行の営業店に
	対し、個別に書面で送付されている。これにより、口座振替の手作業での処理や、	口座振替結果に係
	る書面の返送等の事務が発生している。	
	昨年度要望に対し、財務省は「多くの金融機関において e-Tax 方式を活用してV	ヽただくことを前提
	として、更なるオンライン化を行いたい」と回答しているが、現状、e-Tax 方式を利	利用しても、申請期
	限を超過した口座振替依頼については、税務署から銀行へ書面で送付される対応と	:なっている。申請
	期限超過後の口座振替依頼にも e-Tax 方式で送信可能とすること等により、金融機	&関が e-Tax 方式を
	利用しやすい環境を整備し、税務署から銀行への紙媒体での口座振替依頼の送付か	ば無くなるよう推進
	いただきたい。	

(b) 年金事務所からの高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係る口座振替依頼

高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係る口座振替依頼については、一部の年金事務所から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付される。

昨年度要望に対し、厚生労働省は「日本年金機構においては、システムの刷新を行っているため、 現段階においては、高齢任意加入の厚生年金保険料納付にかかる口座振替依頼の取り扱いの変更に係 るシステムの改修を行うことは困難」と回答しているが、日本年金機構のシステム刷新後には速やか に本件を検討いただきたい。

(c) 自衛隊からの各種振込依頼(委託国庫送金の書面での依頼)

自衛隊からの各種振込依頼については、自衛隊から日本銀行を通じて、日本銀行の代理店となっている銀行の営業店に対し、書面で送付される(委託国庫送金の書面での依頼)。

昨年度要望に対し、防衛省は「各地域での取組状況に差異はなく、システム構築・改修が完了次第、全国的に支出官払への移行が進む予定」と回答しているが、未だに年間数千件の書面での依頼を受け付けている銀行もある。全国的に書面での依頼が減少するよう、防衛省には、引き続き各地域での取組状況に差異がないか確認いただいたうえで、支出官払への移行を推進いただきたい。

(d) 戦没者等の遺族等に対する記名国債(特別弔慰金国庫債券)の交付

戦没者等の遺族等に対する弔慰金は、記名国債(特別弔慰金国庫債券)をもって交付することとされている。日本銀行の代理店となっている銀行においては、記名国債の交付や償還金の支払いに係る事務負担が重くなっている。

記名国債による支給を望む方々がいらっしゃることについては理解するが、振込等による支給を追加的な選択肢として設けていただきたい。また、直ちに振込等を導入することが難しい場合には、記名国債の交付時等における事務の簡素化(元利金支払場所である郵便局への印鑑票等の送付を、日銀代理店を介さずに行うようにする等)を検討いただきたい。

(e) 地方公共団体からの国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼

地公体から各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下、国保連)への振込については、多くの地公体において、銀行の営業店に対し、書面により依頼されている。また、振込人名の前に、指定の 10 桁の番号を入力して送金することを求められ、銀行が当該 10 桁の番号を手入力している。振込用紙は国保連指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1 件ずつ振込処理する必要があるほか、さらに、国保連の取りまとめ金融機関あてに、納入済通知書を郵送する必要があり、事務負担となっている。

昨年度要望に対し、厚生労働省は「いただいた提案については国民健康保険中央会を通じて国保連へ情報提供した」と回答いただいているが、一部地域では書面からデータ伝送による振込への切替えが進んでいるものの、対応に改善が見られない地域も未だ多い。同省は、「好事例などを横展開することは、事務負担軽減等にも資することになるため、今後、国民健康保険中央会を通じて国保連に周知したいと考えている」とも回答いただいているため、そのような活動を通じて、全国的に電子化が進むよう推進いただきたい。

(f) 地方公共団体からの全国市町村職員共済組合連合会指定の振込用紙による振込依頼

地公体から各都道府県の市町村職員共済組合への振込については、地公体から銀行の営業店に対し、 書面により依頼される。振込用紙は全国市町村職員共済組合連合会指定の書式となっており、銀行の 振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要があり、事務負担となっている。

昨年度要望に対し、総務省は「振込依頼を行う地方公務員共済組合に対し、地方自治体が進めるインターネットバンキングの活用等公金取り扱い全般のデジタル化の取り組みを踏まえた対応について周知する」と回答いただいているが、対応に改善が見られない地域も存在しているため、各共済組合の電子化への取組状況をフォローアップいただきたい。

	〇口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する
	行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。また、戦没者等の遺
	族等に対する弔慰金が記名国債の券面による交付ではなく振込により支給されれば、銀行はもとより、
	受取人(遺族等)の利便性も向上すると考える。
現行規制の	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条
根拠	日本銀行代理店等関連規定「国債事務例規集(代理店用) 第3編 記名国債証券交付事務」
	【(a):検討を予定】
	国税の振替納税については、大多数が定まった日に口座引落を行っているものの、申請期限に関わらず
	消費税中間分のように件数が少ない場合については、紙の納付書の処理を行っていることから、税務署・
	金融機関共に事務コストがかかっていると認識している。
	この課題を解決するためには、税務署と金融機関がオンラインで納付書情報のやりとりを行うことが重
	要であると考えるため、従前より e-Tax 方式の利用拡大に取り組んでいる。
	紙の納付書の処理を行っている分についても、多くの金融機関において e-Tax 方式を活用していただく
	ことを前提として、更なるオンライン化を行いたいと考えているところ、引き続きご協力いただきたい。
昨年度要望	
に対する回答	 【(b):対応不可】
	現状、口座振替事務は、社会保険料の口座振替納付に係る契約において、「社会保険料の預金口座振替取
	扱要領」(以下「取扱要領」という。) に基づき行うとしている。
	口座振替依頼を行う場合の電子媒体の仕様は取扱要領で定めており、当該仕様どおり電子媒体を作成す
	るにあたっては、日本年金機構の社会保険オンラインシステムによって作成するほかないが、現在、日本
	年金機構においては、システムの刷新を行っているため、現段階においては、高齢任意加入の厚生年金保
	 険料納付にかかる口座振替依頼の取り扱いの変更に係るシステムの改修を行うことは困難。
	< 厚生労働省 >

【(c):対応】

給与等の一部の経費については、既に支出官払へ移行済み。

その他の経費についても、政府の方針に従い、支払単位の見直しやシステム構築・改修に対応中。

その上で各地域での取組状況に差異はなく、システム構築・改修が完了次第、全国的に支出官払への移行が進む予定。

なお、自衛隊においてはその運用や任務の特殊性を踏まえて資金前渡官吏による支払が必要な場合が一定程度残るため、完全な支出官払への移行(資金前渡払の廃止)は難しいものと考えている。<防衛省>

【(d): 対応不可】

特別弔慰金は国としての弔慰の意を表すために支給しているものであり、国としての弔慰の意を受給者の方々に一層実感いただくためには、交付国債という形あるもので支給することが適当と考えており、追加的な選択肢を設けることは考えていない。

また、従来の国債による支給の事務に加えて、振込支給に要する事務(振込処理、口座情報管理等)が新たに発生し、併存することで、支給事務全体に遅れが生じる恐れがあり、受給者の利益の観点からも、国債による償還が適当であると考える。<厚生労働省>

【(e):現行制度下で対応可能】

昨年、いただいた提案については国民健康保険中央会を通じて国保連へ情報提供した。

好事例などを横展開することは、事務負担軽減等にも資することになるため、今後、国民健康保険中央 会を通じて国保連に周知したいと考えている。<厚生労働省>

【(f):検討に着手】

現状を受け、振込依頼を行う地方公務員共済組合に対し、地方自治体が進めるインターネットバンキングの活用等公金取り扱い全般のデジタル化の取り組みを踏まえた対応について周知する。<総務省>

		継続項目
要望項目	│ │29. 地方公共団体における定額小為替証書の利用の廃止	(2023 年度より)
女主次口	29. 地力五天団体に8317る足領が荷目証言の利用の発工	(2023 年度より) 昨年度要望:No. 24
	│ 地公体における定額小為替証書の利用を廃止する。もしくは定額小為替証書の銀行へ │	の持ち込みを取り
	止める。	
	○住民票や戸籍謄本を郵送で請求する際、地公体は、定額小為替で代金を支払うよう求	はめている。地公体
	が受領した定額小為替証書の多くは指定金融機関に持ち込まれており、枚数精査や電	(子交換所へ送信す
	るためのデータ化等が事務・管理負担となっている。	
	○政府の「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)では、「本年夏を目途に、産	産業界及び金融界に
	よる自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促	進する」「小切手の
	 全面的な電子化を図る」とされた。	
要望内容	│ │○これを受け、銀行界は、2026 年度末までに、定額小為替証書を含めた電子交換所にお	おける交換枚数をゼ
・要望理由	口にする目標を掲げ、自主行動計画を策定している。	, - , . , . ,
X-1-	 ○自主行動計画において、定額小為替証書の取扱いは、「関係者(ゆうちょ銀行)と削減	はに向けた協議を継
	続していく としているが、手形・小切手と比べて削減のペースは鈍く、交換枚数ゼロ	
		かり保み度域に同
		ー・ファファフ
	○上記のとおり、政府方針を踏まえ、銀行界では自主行動計画に基づく取り組みを進め 、、、	
	れを後押しいただく観点から、定額小為替証書の廃止に向けた検討を進めていただき 	5 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	が困難な場合には、地公体が定額小為替証書を郵便局に持ち込み、換金してから指定	ご金融機関の口座に
	入金するといった取り扱いも見られることから、そのような取り扱いが更に広がるよ	う地公体への働き
	かけを進めていただきたい。	

現行規制の 根拠

地方自治法第231条の2第3項

地方自治法施行令第 156 条

平成 24 年 7 月 30 日総務省告示第 292 号

【その他】

/-8

住民票等の手数料は、事務に要する経費と、役務の提供を受ける住民の利益とを勘案しつつ、当該団体における他の手数料等との均衡を考慮して市町村の条例で定めるものだが、その納付の方法については、

各市町村において検討頂き、適切に判断されているものと承知している。

地方公共団体における公金納付については、住民の利便性向上や公金収納事務の効率化の観点から、キャッシュレス決済を含む多様な方法により行えるようにすることが重要であり、地方自治法に基づく指定納付受託者制度等により、クレジットカードやスマートフォンアプリ等による決済を可能としてきた。

昨年度要望に対する回答

これに加え、現在、納付書を発行して納付を行う地方税以外の公金について、地方税ポータルシステム (eLTAX) を活用した納付が可能となるよう取り組みを進めているところであり、こうした取り組みを着実に進めることにより、地方公共団体の公金納付のデジタル化を推進していきたいと考えている。

なお、地方公共団体が定額小為替証書を郵便局に持ち込み、換金してから指定金融機関の口座に入金するよう、取り扱いを変更することについては、各地方公共団体と指定金融機関の間で協議いただく必要があると考えている。<総務省>

		継続項目
要望項目	30. 地方公共団体における定期的な支出に係る自動口座引落の許容	(2023年度より)
		昨年度要望:No. 25
	地方公共団体における定期的な支出(元利金返済、手数料支払い等)について、自動口	1座引落による支出
	を可能とする。	
	○地公体による金融機関への定期的な支出(振込等の各種手数料の支払い、融資・地力	前債の元利金支払い
	等)は、現在、ほとんどの地公体で自動口座引落(事前に設定した口座から定期的に必	公要な資金を引き落
	とすこと)が許容されていない。	
	そのため、支払時期が到来する都度、金融機関から地公体に対して請求書を発行し	しているほか、これ
	らの支払いは小切手等の紙媒体で行われることも多くその入金処理が必要であるなと	ご、自動口座引落が
	一般的な民間取引と比較して、極めて煩雑な事務が発生している。	
	│○地方自治法施行令第 160 条の 2 において、地公体の長が発することができる支出命令	は、次のとおり定
要望内容	められている。	
・要望理由	① 当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令	
	② 当該支出負担行為に係る債務が確定する前に行う次に掲げる経費の支出に係る1	命令
	イ 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費	
	ロ 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費	
	ハ イ及び口に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若し	_ くは借り入れ、役
	務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の	
	るもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費	
	 ○融資・地方債等に係る元利金返済は、融資実行や地方債引受の契約時に債務が確定す	「るため、上記①に
	該当し、当然に支出命令を発することが可能と考えられる。このため、契約時点で、	•
	る包括的な支出命令を発し、それに基づき自動口座引落で支払っていくことが可能で	

	また、地公体から金融機関への手数料には、役務提供等の契約時に債務が確定しないものもあるが、
	そのようなものも②ハに該当し、同様に自動口座引落で支払っていくことが可能であると考えられる。
	○総務省におかれては、以上のような考え方を整理のうえ、地公体に周知し、地公体による金融機関への
	上記の定期的な支出については、自動口座引落できるようにしていただきたい。
	〇なお、「令和7年 地方分権改革に関する提案募集」において、地公体から総務省に対しても、自動口座引
	落を活用したい旨要望が寄せられていると承知している。自動口座引落の利用が可能となれば、金融機
	関の請求事務が軽減されるだけでなく、地公体にとっても、小切手の振出やIBでの振込操作が不要に
	なる等、事務負担の大幅な削減効果が期待される。
現行規制の	地方自治法第 232 条の 4
根拠	地方自治法施行令第 160 条の 2
%在本事	【検討を予定】
昨年度要望	地方公共団体の公金の支出を自動引き落としで行うことについては、その可能性を含め検討する。
に対する回答	<総務省>

		1
		継続項目
要望項目	31. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	(2021年度より)
		昨年度要望:No. 26
	中小企業退職金共済制度の申込書について、オンラインによる提出とする。また、特別の	寺定業種退職金共済
	制度の掛金納付について、共済手帳に共済証紙を添付する方法を廃止し、電磁的方法と	する。
	○中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出すること	ととされており、書
	面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。	
	○この共済制度の実施主体である勤労者退職金共済機構のホームページ経由等で顧客な	『直接オンラインに
	より申込書を提出することが可能となれば、顧客の利便性向上、同機構および金融材	幾関の事務処理の効
	率化、負担軽減につながる。	
	〇昨年度要望に対し、厚生労働省は「契約申込手続きのオンライン化について、将来的	りな実現の必要性は
	認識している。(中略) 2026 年 10 月に予定している新基幹システムリリース以降に	具体的な検討を着実
要望内容	に進めていきたい」と回答いただいているが、回答いただいたスケジュールに沿って	て、引き続き検討を
・要望理由	進めていただきたい。	
	○また、特定業種退職金共済制度の掛金は、共済手帳に共済証紙を添付する方法により)納付され、共済契
	約者は金融機関窓口で共済証紙を購入しなければならず、共済契約者・金融機関双力	ずにとって負担があ
	る。同制度のうち、建設業退職金共済制度については、2020年 10 月より、電磁的方流	去 (ペイジーまたは
	口座振替)による納付が可能となった。清酒製造業退職金制度および林業退職金共活	育制度も含め、掛金
	納付が電磁的方法に一本化されれば、事務処理の効率化・負担軽減につながるため、	検討いただきたい。
	○昨年度要望に対し、厚生労働省は「電磁的方法の導入については、社会情勢の変化と	: 導入時及び導入後
	に継続して発生する運用コストの双方を見極めることが重要」と回答している。した	いし、銀行では共済
	証紙に関する残高管理等の負担を強いられており、このような社会的コストがあるこ	ことや、デジタル社
	会の形成という政府の目標等も踏まえて、電磁的方法の導入を引き続き検討いただき	たい。

現行規制の 根拠

中小企業退職金共済法第44条第4項、第5項

中小企業退職金共済法施行規則第4条第1項、第86条~第86条の3、第89条

令和2年4月22日厚生労働省告示第191号

【その他】

契約申込手続きのオンライン化について、将来的な実現の必要性は認識している。

中退共では、現在、基幹システムの再構築を実施しており、仕様凍結期間に入っているため、令和8年10月に予定している新基幹システムリリース以降に具体的な検討を着実に進めていきたい。

特定業種退職金共済制度は、事業場を転々と移動する方々のための制度であるという特殊性を踏まえ、 就労実績に応じた掛金納付を行うことができる、共済契約者及び被共済者双方にとって簡便な方法として 共済手帳への証紙貼付の方法を設けている。

昨年度要望に対する回答

建設業退職金共済における電磁的方法の導入の際、中小規模の事業主には、引き続き証紙貼付方法により掛金を納付したいとの要望もあったことから、共済契約者の利便にも配慮して、建設業退職金共済においては証紙貼付方法と電磁的方法による納付との併存方式を採ることとし、電磁的方法への一本化はしなかった。

また、建設業以外の特定業種についても、現行の証紙貼付方法による掛金納付に関し、金融機関における共済証紙の残高管理等の業務負担にかかる社会的コストがあること、ならびにデジタル社会の形成という政府の目標については承知している。

しかしながら、電磁的方法の導入については、社会情勢の変化と導入時及び導入後に継続して発生する 運用コストの双方を見極めることが重要であることから、引き続き慎重に検討を行う必要があるものと考 えている。<厚生労働省>

		継続項目
要望項目	 32. 捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結要請の電子化等	(2023 年度より)
N= N=		昨年度要望:No. 27
	捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結要請について、書面の郵送やFAXによる方法を廃止し、	
	電子化する。また、捜査機関から金融機関への口座凍結要請の連絡を早期化する。	
	○金融機関は、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイド	
	捜査機関からの外部照会の状況や凍結要請等の分析が求められている。	
	○現状、捜査機関からの外部照会や凍結要請等は紙を媒体として各金融機関に通知され	ている。照会や凍
	結要請について、行内の状況確認・回答作成、効率的な分析等の対応のため、通知情報	最を銀行でデータ化
	している。	
要望内容	○捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結依頼の電子化が実現すれば、銀行の事務	・管理負担の軽減
・要望理由	に加え、マネロン等対策の高度化・効率化に資する。	
	○なお、2025年1月より実施されている捜査関係事項照会実施要綱においては、捜査関	係事項照会書等の
	発行について、電子メールやウェブサイトで行えることが明確化されたと承知してい	る。本要綱に基づ
	き、捜査関係事項照会書等の電子化が拡大していくよう、捜査機関において取り組ん	でいただきたい。
	○また、電子化と併せて、捜査機関から金融機関に対する口座凍結要請等の連絡を早期	化していただきた
	い。例えば、マネロンを行う犯罪組織を摘発した場合等において、容疑者逮捕の公表	から口座凍結要請
	までに期間を要すると、その間に資金移転が行われるリスクも生じうる。金融機関に	おいて、口座凍結
	や取引停止等に係る迅速な対応ができるよう、可能な限り公表と同時に金融機関あて	連絡してほしい。
	刑事訴訟法第 197 条第 2 項	
現行規制の	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第3条第1	
根拠	「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ) 」Ⅱ-	- 2 (2)
	捜査関係事項照会実施要綱第2 7	

【検討に着手】

(捜査関係事項照会)

警察では、一部金融機関とオンラインによる照会・回答を行う取り組みを行っており、今後もオンライ ン照会の対象の拡大を図るべく迅速に検討を進めていく。<警察庁・金融庁・デジタル庁>

昨年度要望 に対する回答【その他】

(口座凍結の依頼)

金融機関に対する預貯金口座の凍結依頼の運用方法等については、金融機関側の事務負担等も考慮しつ つ、口座の凍結依頼を行う際の緊急性等も踏まえながら、より効果的かつ効率的な運用ができないか検討 しているが、今後も関係事業者等と協議の上、迅速に検討を進めていく。<警察庁・金融庁・デジタル庁>

		継続項目
要望項目	33. オフショア市場における承認金融機関の確認義務の簡素化	(2024 年度より)
		昨年度要望:No. 29
	東京オフショア市場において、承認金融機関に求められる取引の相手方が非居住者で	あることの確認義
	務について、確認方法のデジタル化や記載の簡素化を許容する。	
	○東京オフショア市場は、外国為替及び外国貿易法の規定により、財務大臣の承認を受	がけた特別国際金融
	取引勘定を保有する金融機関(以下、承認金融機関)が、非居住者を取引の相手方とし	
	た資金を国外で運用する「外一外取引」を行うことを原則とした市場である。	
	○外国為替令第 11 条の 2 第 9 項により、承認金融機関は、非居住者とのオフショア取引	一の都度 取引等の
	相手方が非居住者であることを確認することが求められている。	
		いけ 体初のために
西胡山家	使用した書類(または当該書類の写し)に確認を了した旨およびその年月日を記載し	ノ、併せてての 音 類
要望内容	を当該取引が終了した日後5年間保存 ^(注) することとされている。	
・要望理由	(注)保存の方法は、書面、電磁的記録またはマイクロフィルムによることとされている。	
	○上記の確認は、紙ベースで行うことが求められており、オフショア取引を行う金融機	と関において、相心
	の事務負担が生じている。	
	○そのため、承認金融機関の事務負担軽減やペーパレス化に資する観点から、①電磁的]手段により確認を
	了した旨を記録すること(ワークフローシステム上に、取引等の相手方が非居住者で	あることを確認し
	た旨を記録する等)や、②確認書類上で取引日付が記載されていれば、確認した年月	日の記載を省略す
	ること等を許容いただきたい。	
	○昨年度の回答において、財務省は、「『相応の事務負担が生じている』とのご指摘も踏る	まえ、こうした制度
	上の要請に対する関連規定の在り方を改めて精査し、業界のご意見も伺いながら、対	応を検討する」と
	している。本回答を踏まえた足元での検討状況を伺いたい。	

		外国為替及び外国貿易法第 21 条第 3 項
Ę	現行規制の	外国為替令第 11 条の 2 第 9 項
	根拠	外国為替に関する省令第 19 条第 5 項
		財務省「特別国際金融取引勘定に関する事務取扱要領について」第二 一~六
		【検討を予定】
		東京オフショア市場では承認金融機関がオフショア勘定を通じて行う非居住者や他の承認金融機関との
E	作年度要望	間の取引等について金融や税制面での特別措置が講じられていることを踏まえ、承認金融機関に対し当該
1:	対する回答	取引等の相手方が非居住者であること等の確認が求められている。
		ご提案の事項については、「相応の事務負担が生じている」とのご指摘も踏まえ、こうした制度上の要請
		に対する関連規定の在り方を改めて精査し、業界のご意見も伺いながら、対応を検討する。<財務省>

要望項目	34. e-Tax、eLTAXの利便性向上(UI・UXの改善、利用者へのサポート体制拡充、事務フロー共通化等)	新規項目
要望内容 • 要望理由	電子納付の推進に向け、eLTAXについて、UI・UXの改善や利用者へのサポート体制た、e-Tax、eLTAX間での事務フローの標準化等を行う。 ○地方銀行の窓口には、国庫金と地方公金とを合わせて、未だに年間 9,000 万件以上のれており、大きな事務負担を強いられている。このような社会的なコストを低減させ電子納付の一層の推進が求められる。 ○電子納付の推進にあたり、特に eLTAX への初期登録のハードルが高く、ネックとなっeLTAX に関して、利用者目線に立ったUI・UXの改善を進めるとともに、例えば以ら、利用者へのサポート体制を拡充してほしい。・ヘルプデスクの体制強化(電話のつながりやすさの改善)、利用者への周知徹底・利用者への訪問や、オンラインによるサポートの導入・デモ画面(体験版)の提供(e-Tax では、「体験コーナー」が設置済み) ○また、納税者が電子納付に移行するためのインセンティブを高めるため、国税・地方	納付書が持ち込ま ていく観点から、 ている。そのため、 下のような観点か
	ムレスかつ簡便に行えるようにしてほしい。その観点から、e-Tax と eLTAX との間での 化等を検討いただきたい。	事務フローの標準
現行規制の 根拠		

要望項目	35. 地方公共団体による財政融資金の元利金納付に関するペイジー利用の推進 新規項目	
	地方公共団体による財政融資金の元利金納付について、ペイジー利用を推進するため、納付方法をペジーに一本化する。もしくは、財務省から地公体へのペイジー利用の勧奨等を行う。	^९ イ
	○地方公共団体が財務省から借り入れた財政融資金については、元利金納付時にペイジーを利用できるととされている。他方で、地公体の I B 導入が進んでいないこと等から、元利金納付時にペイジーが	
要望内容 • 要望理由	用されることもほぼないのが実情。 〇このため、元利金納付時には銀行の窓口に納付書が持ち込まれており、事務負担が生じている。ペイ	
- 女主性田	ーを活用すれば、銀行の事務負担軽減になるほか、地公体側においても納付書の作成・持込みにあた	
	での手間を軽減することにつながる。 ○そのため、元利金納付方法をペイジーに一本化することや、貸し手である財務省から地公体へのペイ	くジ
	一利用の勧奨等を通じて、ペイジー利用を推進してほしい。	
現行規制の 根拠	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第 41 条の 2	

要望項目	36. 各種代理店等に関する店頭での掲示義務の廃止	新規項目
要望内容・要望理由	10. 各種代理店等に関する店頭での掲示義務の廃止 店頭での掲示義務が課されている代理店等業務について、当該義務を廃止し、各銀行における掲示により代替することも認める。 ○代理店等業務に関しては、店頭において、自店がそれぞれに該当する旨を掲示しなけとされているものが未だに多く存在している。 ○特に、地方公共団体の指定金融機関・収納代理金融機関等については、指定金融機関いる場合等において、定期的に各店舗の掲示や看板等をメンテナンスしなければならじている。 ○デジタル庁が公表している「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュ(2025年3月)においては、代表的なアナログ規制の1つとして「書面掲示規制」をタル庁においては、各地公体に対して本マニュアルを周知徹底し、指定金融機関・収に関する店頭での掲示義務を廃止することや、各銀行のWEBサイト等における掲示ること等を推進いただきたい。 ○また、例えば以下の独立行政法人や政府系機関の代理店等に関しても、同様に店頭でているため、所管省庁において見直しを進めていただきたい。 ・住宅金融支援機構業務取扱店 ・ 日本学生支援機構返還金取扱の・ 日本学生支援機構返還金取扱の・ 日本学生支援機構返還金取扱の・ 日本学生支援機構返還金取扱の・ 1 日本学生支援機構返還金取扱の・ 2 日本学生支援機構返還金取扱の・ 2 日本学生支援機構返還金取扱の・ 3 日本・ 3 日本・ 3 日本・ 3 日本・ 4 日本・	TOWEBサイト等 TOWEBサイト等 TOWEBサイト TOWEBサイト
	・日本政策金融公庫代理店・福祉医療機構代理店・増害者雇用納付金取扱店	吉
現行規制の	各地方公共団体 事務取扱要領等	
根拠	各独立行政法人、政府系機関 事務取扱要領等	

V. 銀行経営の合理化、効率化に資する要望

		継続項目
要望項目	37. 地方公共団体に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止または緩和	(2018 年度より)
		昨年度要望:No. 30
	地方公共団体に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止または緩和する。	
	○地方自治法施行令において、指定金融機関(以下、指定金)には担保提供義務が課さ	れている。
	○収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛中の決済債務および決済用預	i金として全額保護
	されており、仮に指定金が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。	
	○また、地方自治体と指定金との私法上の契約による損害の保全が可能であることによ	り、債務履行の確
	実性が実質的に確保されている。	
	○これらの点を踏まえると、法令で指定金に担保提供を原則義務付けることは、過剰な	:規制であると言え
	るため、地方自治法施行令第 168 条の 2 第 3 項の規定を削除いただきたい。	
要望内容	〇昨年度の総務省の回答では、担保提供義務の廃止が難しい理由として、地公体から債	[権者への支払いが
・要望理由	滞ったことにより発生する遅延利息や損害賠償等、預金保険制度による保護の対象外	の損害に確実に充
X E T H	当することを挙げている。	
	他方で、地方公営企業に関しては、2024年12月の改正により出納取扱金融機関も含め	て担保提供義務が
	廃止されている。地方公営企業の出納取扱金融機関においても、指定金融機関と同様	に、遅延利息や損
	害賠償等に係るリスクは存在すると考えられるところ、指定金融機関に関してのみ担	!保提供義務の廃止
	は難しいとしている理由をお示しいただきたい。	
	○また、担保提供義務に係る規定の削除が難しい場合、上記条項が「地方公共団体の長	の定めるところに
	より担保を提供しなければならない」との規定であることから、地公体の長の判断に	より無担保として
	いる実態があることを踏まえ、地公体で取り扱う公金の規模や指定金の財務状況等を	・鑑みたうえで、無
	担保とする運用が拡大するよう、総務省において地公体への働きかけを検討いただき	たい。

	地方公共団体が指定する仕組みであることから、長等が実態的に不要と判断した場合に、その義務を解除す
	る方策が考えられる」との記載があるほか、2014年4月時点で、指定金の担保提供について 6.0%の市町村
	が「未回答、無担保等」であることが示されている。
	○なお、銀行は、指定金業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が
	軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくると考える。
 現行規制の	程級されないのしめれば、指定金融機関を呼返することを検討せるるを付ない戦116円にくると考える。
	地方自治法施行令第 168 条の 2 第 3 項
根拠	
	【対応不可】
	御指摘のとおり地方公共団体の有する決済用預金については預金保険制度により全額保護の対象ではあ
	るが、当該担保は地方公共団体から債権者への支払いが滞ったことにより発生する遅延利息や損害賠償な
吹左连垂钳	ど保護の対象外の損害に充当することができ、地方公共団体と指定金融機関との私法上の契約により損害
昨年度要望	の保全が可能だとしても、仮に指定金融機関が破綻するなど不測の事態が発生した場合は、担保提供があ
に対する回答	ることにより、こうした遅延利息や損害賠償などについても確実に損害へ充当することが可能となるもの
	である。
	このため、指定金融機関の担保提供義務については、公金管理の安全性を確実に担保する観点から、必
	要と考えている。<総務省>

		一部新規
要望項目	38. 選挙供託制度の見直し	(2019 年度より)
		昨年度要望:No. 31
	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日にあたる場合、供託金の納付完了	が銀行の翌営業日
	となることを認める。それが難しい場合、供託金納付方法の電子納付への一本化を実現	する。
	また、暴風警報等が発令されている場合には、供託事務への対応を不要とすることを	明確化する。
	○公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件とな	っている。
	立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。	
	○選挙の立候補届出日(公示日・告示日)および補充立候補締切日が休日にあたる場合、	日本銀行代理店と
	なっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応してい	る。
	○休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを	認める(届出の当
	日に「供託したことを証明する書面」が添付されていなくとも、当該書面を事後提出す	ト れば、届出を有効
要望内容	なものとする)扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。	
・要望理由	〇昨年度要望に対し、総務省は「立候補届出において必要添付書類とされている供託書	正本の事後提出を
(下線部が新規追加)	認めるとすると、供託書正本が提出されなかった場合等には一度受理された立候補届	
	されることとなるが、そのような取扱いは有権者等の混乱を生じるため、提案への対	
	している。しかし、供託金は電子納付が可能であるほか、立候補希望者があらかじめ	
	スも多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補希望者が来店することは稀であり	
		、快配金少利11元
	了が銀行の翌営業日となることを認めても影響は軽微と考えられる。 ○ なお し記の対応が難しい場合には、ひめなってした私会業である知行に会想されて	い、フロルナルギナ
	○なお、上記の対応が難しい場合には、公的なコストを私企業である銀行に負担させて	- 2-11-71-7
	る観点から、電子納付の普及状況を踏まえつつ、供託金の納付方法を電子納付へ一本	化(日銀代埋店で
	の供託事務を廃止)することを検討いただきたい。	

	○また、台風等で暴風警報等が発令されている場合でも、供託事務への対応のために出勤を余儀なくされ
	<u>る可能性がある。このような取り扱いは、行員の人命にも関わり得るものであるため、暴風警報等が発</u>
	<u>令されている場合には供託事務への対応は不要とすることを明確化いただきたい。</u>
TH 4T 4T 4T 4T	公職選挙法施行令第88条第4項、第88条の3第4項、第88条の5第4項、第89条第2項
現行規制の	日本銀行代理店等関連規定「国庫事務例規集(代理店用) 2 /公職選挙法により選挙が行なわれる場合の供
根拠	託事務の取扱いについて」
	【対応不可】
	○「休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める」ことにつ
	いて
	公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するため、
	供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面(供託書正本)の
	添付が必要とされている。立候補届出期間は、選挙の期日の公示日又は告示日の一日間のみであり、供託
	がなされていることを確実に確認せずに立候補届出を受理すれば、上記の供託制度の目的が果たせなくな
_,	り、また、立候補届出において必要添付書類とされている供託書正本の事後提出を認めるとすると、供託
昨年度要望	書正本が提出されなかった場合等には一度受理された立候補届出が事後的に却下されることとなるが、そ
に対する回答	のような取り扱いは有権者等の混乱を生じるため、提案への対応は困難。
	また、現在は真に当選を争う意思のある立候補者の多くが事前に供託を行っていることを前提としても、
	選挙運動期間中に立候補届出が事後的に却下されることを承知の上で売名目的の立候補をする者が出現す
	ることは抑止できないものと考える。
	なお、選挙供託における電子納付及びオンライン申請の利用を推進するため、立候補予定者説明会等の
	機会において、立候補予定者等に対し、電子納付及びオンライン申請の利用について案内するよう、総務
	省から各選挙管理委員会に対して要請している。また、全ての無記名国債証券の消滅時効の完成に伴い、
	令和6年3月22日以降は、地方選挙のうち当該選挙において、法務局本局若しくは地方法務局本局又は東

京法務局八王子支局若しくは福岡法務局北九州支局が指定されたときは、日本銀行代理店における休日対応が不要となっている。

○「①現金による供託金納付を受付可能な法務局を拡大し、休日における供託金納付への対応を法務局に 一元化すること」及び「②行政手続のデジタル化の一環として、供託金の納付方法を電子納付へ一本化 (日銀代理店での供託事務を廃止)すること」について

供託金の納付方法は、日本銀行への持参・払込みを原則的取り扱い(供託規則第 18 条)としつつ、申請者の利便性を考慮して、大正から昭和中期までにかけて一部の供託所(52 庁)で供託金受入れの特則(供託規則第 20 条)として現金取り扱いを開始したものである。現在では、社会情勢の変化に加え、預金口座への振込みや電子納付の方法が可能となったことに鑑みれば、このような特則が、申請者の利便性に資する程度は、むしろ大きく減少していると考えられることから、特則の対象となる供託所を拡大することは考えていない。他方で、申請者の事情によっては電子納付の方法を採ることができない場合もあることから、現時点において電子納付に一本化することも困難。<総務省>

		<u> </u>
		継続項目
要望項目	39. 有事発生時における店舗の臨時休業等の手続きの簡素化	(2024 年度より)
		昨年度要望: No. 33
	有事発生時における銀行店舗の臨時休業・業務再開等に係る手続き(行政庁への届出	、公告、店頭掲示)
	を簡素化する。	
	○2019年10月の銀行法施行規則改正により、台風・地震・異常気象等によって、営業所	折の役職員、利用者
	の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合には、臨時休業および業務を	再開の届出・公告・
	店頭掲示が不要とされた。	
	○他方で、近年、国際政治の不安定化を背景に、国際的にミサイル発射やテロ等の有事な	が増加しており、日
	本においても、有事発生によって役職員や利用者に重大な危険を生じさせる懸念が高	ちまっている。その
	ため、有事発生時にも、異常気象等発生時と同様に、臨時休業・業務再開等に係る手続きを簡素化い	
要望内容	きたい。	
・要望理由	○営業所の役職員、利用者の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある「有事	」として、例えば、
	以下のケースを想定している。	
	・全国瞬時警報システム(Jアラート)が配信される近隣諸国からのミサイル発射	
	2023 年、北朝鮮のミサイル発射に伴い、Jアラートが4回発出された。	
	・国内でのテロや日本が関係する軍事衝突等の発生	
	・原子力災害対策指針における全面緊急事態	
	・1類感染症(エボラ出血熱、ペスト等)のパンデミック 等	
	○昨年度要望に対して、金融庁は、「対応不可」と回答しているが、行員の人命にも関れ	り得るものである
	ため、引き続き検討いただきたい。	
現行規制の	銀行法第 16 条第 1 項	
根拠	銀行法施行規則第17条第2項第5号、第5項第2号、第6項第2号	

【対応不可】

昨年度要望

銀行の店舗を臨時休業・営業再開する際に、届出・公告・店頭掲示の手続きが必要とされているのは、銀 に対する回答 行の業務の高い公共性を踏まえたものであり、その手続きを簡素化することは、慎重に検討する必要があ るところ、直ちに措置することは困難。<金融庁>

要望項目	40. 銀行グループ内での信用供与の大口信用供与規制からの除外	新規項目
要望内容・要望理由	 更なる地域金融力の発揮に向け、銀行グループ内での経営資源配分を柔軟に行えるようにするため、行等から兄弟会社への信用供与を大口信用供与規制の対象外とする。 ○現行規制上、「銀行およびその子法人等」に適用される大口信用供与規制は、当該銀行等の子法人等で信用供与は対象外であるものの、当該銀行等の兄弟会社への信用供与は対象となる。 ○上記の整理は、2019 年の大口信用供与規制の見直しにおいて措置されたものであるが、これはバーヤ銀行監督委員会が 2014 年に公表した「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」下、ルールテキスト)を踏まえたものとされている。 ○他方で、ルールテキストにおいては、「グループ内エクスポージャーも本枠組みの対象範囲には含まるいない。」(intragroup exposures have not been included in the scope of this framework)と書されているのみであり、銀行等から兄弟会社への信用供与についても大口信用供与規制の対象外とである。 	
	余地はあるようにも読み取れる。 ○また、自己資本比率規制を始めとする健全性規制は、銀行グループの連結ベースで課により銀行等の兄弟会社の財務健全性も担保されている。これに重ねて、大口信用供等から兄弟会社への与信集中を制限するのは、過度な規制と考えられる。 ○地方銀行グループは、更なる地域金融力の発揮に向け、M&Aや再編を加速化させてレープ内での資金融通が制限されることで、最適な経営資源配分に支障を来してしまっA等の効果が最大限発揮されるよう、銀行等による兄弟会社への信用供与も大口信用としてほしい。	与規制により銀行 いる。しかし、グル ているため、M&
現行規制の 根拠	銀行法第 13 条第 3 項第 2 号 銀行法施行規則第 14 条の 6 の 2	

要望項目	41. 自動車税還付時の口座振込払いへの一本化等	新規項目
	自動車税の還付方法について、口座振込払いへの一本化を推進する。もしくは、総務省に対して好事例(「送金支払通知書」とともに、口座振込払いへの移行を案内する文書を を周知する。	一同封する事例等)
要望内容・要望理由	○自動車税の還付手続きにおいては、都道府県から納税者に対して「送金支払通知書」をこれを銀行窓口に持参することで、現金を受け取る方法が存置されている。 ○この方法においては、窓口での本人確認や記載内容の確認、支払いにあたっての本部きなど、銀行にとって事務負担が生じている。銀行によっては、年間6万件以上の窓られており、1件当たり10分以上の処理時間を要するため、単純計算で年間10,000 Fのまた、納税者にとっても、銀行窓口の営業時間中に来店しなければならないほか、記った場合には納税者に再来店を依頼するケースもあるなど、不便が生じている。 ○銀行・納税者双方の負担を軽減するため、自動車税の還付方法の口座振込払いへの一	集中部署での手続 口での対応を強い 時間を要している。 載事項に不備があ
現行規制の 根拠	だきたい。 ○もし、すぐに一本化することが難しい場合には、例えば、「送金支払通知書」とともにの移行を案内する文書を同封している都道府県もあるため、総務省より、各都道府県率化の観点からもそういった事例等が横展開されるよう周知いただきたい。 地方税法第 17 条	

要望項目	42. 歳入代理店等として受け入れた国庫金に関する書類の提出期限の延長	新規項目
要望内容・要望理由	 歳入代理店等として受け入れた国庫金に関する書類について、日本銀行への提出期限 ○日本銀行の歳入代理店等においては、受け入れた国庫金について、受入後2営業日以入合計表」等を日銀に対して郵送で提出する必要がある。日銀においては、提出を受け合計表」等をOCR処理し、各省庁への送金を行っている。 ○日銀への2営業日以内の郵送にあたっては、銀行において、行内での取りまとめ作業常に大きい。また、いわゆる 2024 年間題等による物流網の制約によって、対応にあた一層上がっている。 ○銀行から日銀への書類の提出期限を延長する場合、各省庁への国庫金の送金が現行よ性があるが、1~2営業日程度の延長であれば、財政に与える影響も軽微であると考○なお、地公体に提出する納税関連書類については、上記のような環境変化等を踏まえと地公体との間で、提出期限の緩和に向けた交渉が進んでいる。 ○以上を踏まえ、財務省におかれては、国庫金に関する書類の日銀への提出期限の延長業日以内とする等)を検討してほしい。 	内に「歳入金等受けた「歳入金等受力を 一様の事務負担がが 一様の事務のである。 の事務のであるのである。 のもいるのである。 のはなる。 のな。 のな。 のな。 のな。 のな。 のな。 のな。 のな
現行規制の 根拠	日本銀行「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」Ⅲ. 6.	

要望項目	43. 銀行の休日に関する見直し(年末営業日の休日化)	新規項目
要望内容・要望理由	インターネットバンキングの普及、手形・小切手機能の全面的な電子化(2026 年度末踏まえ、年末営業日(12 月 29 日、30 日)を銀行の休日に追加する。 ○現行法令上、銀行の休日として「12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日」が定められる。 ○銀行の休日が法令で定められているのは、銀行が一定の公共的な役割を果たしているやインターネットバンキングの普及・利便性向上により、年末において窓口を営業すれている。 ○また、企業間決済という観点からも、2026 年度末には手形・小切手機能の全面的な電おり、銀行窓口での手続きが必要な手形・小切手は、電子記録債権やインターネット決済に移行していく方向にある。そのため、銀行の休日が拡大することによる企業のはなくなる方向にある。 ○銀行においては、より高度なコンサルティング機能等を発揮するため、働き方改革な人的資本の一層の充実を目指している。ワークライフバランスの一層の向上という観関と平仄を合わせる形で、12 月 29 日、30 日も銀行の休日に追加してほしい。	れている。 ためだが、ATM る公共的意義は薄 子化が予定されて バンキングによる 資金繰りへの影響 どを進めることで、
現行規制の 根拠	銀行法施行令第5条第1項	

VI. 当局届出等の簡素化に係る要望

要望項目	44. 業務報告書等の簡素化	継続項目 (2018 年度より)
		昨年度要望:No. 34
	銀行法に基づき提出している業務報告書等を簡素化する。	
	〇銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間]業務報告書(以下、業
	務報告書等)を金融庁へ提出している。	
	○業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業	義報告、ディスクロージ
要望内容	ャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものがあればオフサイト・モニ	タリングで徴求可能で
・要望理由	- l ある。	
○具体的には。以下の簡素化について対応いただきたい。		
	(a) 有価証券報告書を提出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする	
	(b) 業務報告書等の項目を削減する	
	―― 「第1事業概況書」を削除する(事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能	とであるため)、決算状況
	表と重複する事項(自己資本比率の状況、役職員数等)を削除するなど、項目を	削減する。
現行規制の	 銀行法第 19 条	
根拠	200 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	【検討を予定】	
昨年度要望	業務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であることから、提出不要とすることは困難。他方	
に対する回答	で、金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか検討を行	行っていく。
		<金融庁>

		継続項目
要望項目	45. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	(2021 年度より)
		昨年度要望:No. 35
	銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出を廃止する。	
	○銀行および銀行持株会社は、役員等(代表する取締役、常務に従事する取締役、監査	役)を選任しようと
	する場合、または役員等が退任しようとする場合、内閣総理大臣に届出をしなければ	ばならない。
	○役員等の選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示してい	ることに加え、役員
要望内容	等の一覧は有価証券報告書等で確認することができる。また、事前の届出が必要とい	うことであれば、株
・要望理由	主総会の招集通知(候補者の氏名、選任理由等を記載)を金融庁に送付することで、	代替可能であると考
女主在山	える。	
	〇昨年度要望に対し、金融庁は「その適格性を適切にモニタリングする必要があるため	、当該届出を廃止す
	る措置は困難」と回答しているが、適時開示や有価証券報告書、株主総会招集通知等	で銀行が開示してい
	る情報により、適切なモニタリングは可能であると考える。このような情報によって	代替不可であるとす
	れば、その理由を明確・具体的に示していただきたい。	
現行規制の	銀行法第53条第1項第8号、第3項第9号	
根拠	銀行法施行規則第35条第1項第3号、第3項第3号	
	【対応不可】	
昨年度要望	銀行法第7条の2において、銀行の取締役等に求められる適格性等が定められている	。当局は、法令に基
に対する回答	づく取締役等の選任・退任の届出により、その適格性等を適切にモニタリングする必要	があるため、当該届
	出を廃止する措置は困難。<金融庁>	

		継続項目
要望項目	│ │46. 銀行の営業所に係る位置変更届出書の添付書類の簡素化	(2022 年度より)
2 - 2 -		昨年度要望: No. 36
	銀行の営業所に係る位置変更届出書の添付書類の記載事項(「新営業所の概要」、「業績	1
	素化する。	
	○営業所の位置を変更する場合、銀行は内閣総理大臣に対して、事前にその旨を届け出	
	○当該届出書には、「営業所の新所在地」、「理由」、「新営業所の概要」等を記載した書	類を添付しなければ
	ならない。当該添付書類の記載項目が多く、かつ、調査に時間を要する項目もあり、	多大な事務負担とな
要望内容	っている。	
・要望理由	○2024年5月の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正により、	「開発費用」(土地取
	得費、建物建築費等)の記載が不要とされたほか、店舗内店舗方式による移転の場合	には「犯罪防止措置
	及び顧客情報管理」欄の記載と営業所の略図の添付は不要とされた。	
	○他方、上記改正後も「新営業所の概要」(土地の面積、建物の延面積、営業室の面積	等)、「業績実績・予
	想」(預金・貸出・損益・人員の実績と予想)の記載が求められており、依然その作	成負担は重く、記載
	事項の簡素化(削減)を引き続き検討していただきたい。	
現行規制の	銀行法第8条第1項	
根拠	銀行法施行規則第9条第1項、第2項	
112 122	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-1、別紙様式4-2、4-2の2	
	【検討を予定】	
昨年度要望に対する回答	銀行法に基づく支店の位置変更届出については、銀行における事務負担軽減の観点を	から見直しを行うこ
	ととし、2024年5月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を一部改正した	た。
	当該届出については、銀行業務の高い公共性に鑑みたものであるところ、銀行監督」	上の必要性等も考慮
	しながら、引き続き検討を行う。<金融庁>	

要望項目		継続項目
	47. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	(2016 年度より)
		昨年度要望: No. 37
	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の「役員の兼職状況」の届出	出を廃止する。もしく
	は、兼職状況に変更がある際の届出期限を延長(「30日以内」等)する。	
	〇銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を携	是出する必要があり、
	この申請書には、「役員の兼職状況」を記載する必要がある。	
	〇この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなり	ければならないため、
	毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。	
要望内容	○銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必	必要であり、当該認可
安宝內谷 • 要望理由	を確認することで、確定拠出年金法の登録拒否事項に係る法人との兼職がないこと	の確認が可能である。
・安宝理田	〇このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合は、「役員の兼職料	犬況」の記載を不要と
	しても問題ないと考える。	
	○また、特に社外取締役の場合、本人からの申し出がない限り、リアルタイムに兼順	戦状況を把握すること
	は困難である。2週間以内に役員への確認、行内手続き、届出の提出を完了するこ	ことは事務負担が大き
	いことから、直ちに「役員の兼職状況」の届出を廃止することが困難であれば、肩	届出期限の延長(例え
	ば、「30日以内」等)を検討いただきたい。届出期限の延長も難しいとする場合、	その理由を明確に示し
	ていただきたい。	
現行規制の	確定拠出年金法第 89 条、第 92 条第 1 項	
根拠	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条、第3条、様式第2号	

【対応不可】

昨年度要望に対する回答

確定拠出年金運営管理機関の役員の兼職状況については、年金関連業務を担う者としての適格性を判断するため、役員が確定拠出年金法第91条第1項第5号に該当する者でないかを確認することとしている。これは、登録を取り消された確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものが役員にいる法人からの登録を拒否するものであり、銀行法に基づく確認とはその内容が異なることから、提案に対応することは困難。<厚生労働省・金融庁>

		AND A-T
		継続項目
要望項目	48. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	(2021年度より)
		昨年度要望: No. 38
	中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関である銀行に係る(a)統括責	任者、統括責任者を
	補佐する者、および(b)主たる事務所の所在地に変更があった場合の届出を廃止、もし	くは簡素化する。
	○銀行が中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受ける場合	、経済産業大臣およ
	び内閣総理大臣に認定申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更	がある場合、変更の
	届出を行わなければならない。	
	○次の項目については、以下の理由から変更届出を廃止しても問題ないと考える。	
	(a) 統括責任者、統括責任者を補佐する者	
無負力物	銀行は、コンサルティング機能の発揮を通じて、取引先の経営支援を行ってい	る。このように、銀
要望内容 ・要望理由 ・世界では、		
	責任者について「●●部(法人支援部門の名称)の部長」と記載する等)を可能と	こしていただきたい。
	もしくは、現状、本届出は変更前に予め行う必要があるが、人事異動等の都合	により事前届出が難
	しい場合もあるため、事後届出も認める形としていただきたい。	
	(b) 主たる事務所の所在地	
	銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更	の届出をしており、
	当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。	
	中小企業等経営強化法第 31 条第 3 項・第 4 項	
現行規制の	中小企業等経営強化法第 31 条第1項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定	等に関する命令第2
根拠	条、第3条、様式第2	

【その他】

(a)「統括責任者、統括責任者を補佐する者」の変更届出について

統括責任者、統括責任者を補佐する者については、認定経営革新等支援機関制度の適切な運用を担保するため、専門的知識及びこれまでの実務経験により、当該法人の中核となって、自らの監督と責任の下に、下部組織を活用しながら法定業務を担うことができる人材を配置することが重要であると考えており、認定申請書への記載・変更時の届出を求めているものである。

「役員を把握できれば、統括責任者等の届出は不要と考える。」との点について、「統括責任者、統括責任者を補佐する者」は役員に限られているものではないことから、役員の名称を把握していることをもって届出を不要とすることは当該制度にそぐわないと考える。

また、「個人ではなく部門名・役職にて届出すること」については、担当部署や役職のみの届出では、当該制度として、誰が責任を持っているかが把握できないため、当該制度にそぐわないと考える。

こうしたことから、統括責任者及び統括責任者補佐の登録等に係る届出について直ちに廃止することは 困難であると考えているが、いただいた御要望については、今後の制度設計においての参考としたいと考 えている。<デジタル庁・経済産業省・金融庁>

昨年度要望に対する回答

【検討に着手】

(b)「事務所の所在地」の変更届出について

事務所の所在地が変更になった場合に変更の届出を求めているもののうち、金融機関からご提出いただくものについては、添付書類(登記簿謄本等)の削減等で合理化を進めてきた。

また、現在、デジタル庁においては、関係省庁と連携しながら、法人について、各制度・行政手続において重複する事項に関して、申請/届出の省略=ワンスオンリー(再提出不要)を実現するために必要な制度やシステムの論点の検討を進めており、令和6年通常国会において、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法

等の一部を改正する法律」が成立した。これにより、商業・法人登記に係る登記事項と同一の項目の変更に関し、行政機関等が情報連携により入手した場合は、他の法令に基づく変更の届出が行われたことと「みなし」、当該他の法令に基づく変更の届出を不要とする特例が創設された。ご指摘についても、同特例の運用を含む情報連携の推進について、関係省庁で連携し検討していく。<デジタル庁・経済産業省・金融庁>

		継続項目	
要望項目	49. 金融庁等への資料の任意提出の廃止	(2021 年度より)	
		昨年度要望: No. 39	
	金融庁および日本銀行にそれぞれ年1回行っている役員名簿の任意提出を廃止する。		
	○銀行は、年1回、金融庁および日本銀行に対し、任意で提出を依頼されているもので	はあるものの、役員	
要望内容	名簿をそれぞれに提出している。		
・要望理由	○金融庁と日本銀行の様式は統合されたが、記載項目が多く、多大な事務負担となっている。そもそも、役		
	員選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほ	か、役員に係る情報	
	は有価証券報告書や決算状況表等で確認することができるため、廃止しても問題なり	いと考える。	
現行規制の			
根拠			
	【対応不可】		
昨年度要望	役員名簿は、役員の選退任に係る届出とともに、銀行法第7条の2において規定され	れている役員の適格	
に対する回答	性を監督する手段であることから、銀行による開示の有無にかかわらず提出を受ける。	凶要があり、廃止は	
	困難。<金融庁>		

		———— 継続項目	
要望項目	50.「貸付条件の変更等の状況」に係る報告の廃止等	(2023 年度より)	
		昨年度要望:No.40	
	顧客の求めにより柔軟に条件変更に応じている実態を踏まえ、「貸付条件の変更等の状況」に係る		
	廃止する。もしくは、報告頻度を削減する。		
要望内容 · 要望理由	○「貸付条件の変更等の状況」については、米国関税措置に伴う影響を踏まえ、202	5年4月より、報告頻	
	度が半期毎から月次へと変更された。		
	○会員銀行における貸付条件の変更等の状況をみると、2020年3月分の報告開始以	降、条件変更の申込み	
	を謝絶せず、条件変更に応じた割合は高位で推移している。足元(2025 年8月末	[時点]、中小企業者が	
	99.1%、住宅資金借入者が 96.3%と高い実行率となっており、条件変更やその他	の資金繰り支援策を柔	
	軟に検討・実施する体制が定着していると考えられる。		
	〇今後の米国関税措置に伴う影響を見極めつつ、顧客の求めにより柔軟に条件変更等	等に応じている実態が	
	定着していることを踏まえ、銀行の事務負担軽減のため、同報告の廃止や報告頻り	度の削減を検討いただ	
	きたい。		
現行規制の 根拠	銀行法第 24 条		
	【検討を予定】		
昨年度要望		- 	
に対する回答	関の事務負担等を勘案しつつ、報告頻度の見直し等を行っており、今後も引き続き原	所要の検討や見直し等	
	を実施していく。<金融庁>		

要望項目	51. 金融庁・日本銀行による同一報告書類・計表の提出先一元化の徹底	新規項目	
	金融庁・日本銀行それぞれに提出する必要がある同一報告書類等について、提出先の一元化を徹底する。		
	〇銀行は、一部の報告書類等について、金融庁・日本銀行の双方に同一のものを提出している。		
	〇そのような報告書類等に関しては、提出先の一元化を 2023 年度より開始しているものの、システム上の		
	都合等を理由に一元化されていない(金融庁・日銀それぞれに提出する必要がある)帳票も存在する。		
	○例えば、以下の帳票については、提出先一元化が実現していない。一層の報告負担の軽減のため、提出先		
要望内容	一元化を徹底してほしい。		
・要望理由	・FSBレポ・証券貸借取引等のデータ報告(月次)		
	・通貨別外貨流動性リスクの状況(半期)		
	・リスク量等の状況(四半期)		
	・賃貸不動産業向け貸出残高および消費者ローンの状況(四半期)		
	・日本銀行金融統計調査ベースの有価証券関係調査(月次)		
	• 決算関係資料、決算関連計数調査票(半期)		
現行規制の			
根拠			

要望項目	52. 銀行持株会社傘下の子銀行に対する金融監督行政の窓口の一元化	新規項目
	銀行持株会社が傘下に複数の子銀行を有する場合でも、金融監督行政の窓口を一元化する。	
	○現状、金融監督行政の窓口は、各銀行の本店所在地によるとされている。	
要望内容	○そのため、広域での経営統合等により、銀行持株会社が傘下に複数の子銀行を有している場合、監督行政	
・要望理由	の窓口が複数に分かれてしまうケースがある。	
	○複数の窓口に対してそれぞれ報告等を行うことは非効率的であるため、銀行持株会	≷社の子銀行について、
	監督行政の窓口を一元化してほしい。	
現行規制の		
根拠		

以上